

平成30年10月
兵庫県

総合指針

ユニバーサル社会づくり

ひょうご

「ひと」

人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、
支え合う社会

「参加」

全ての人がその能力を発揮して、多様な社
会参加ができる社会

「情報」

生活に必要な情報を円滑に取得し、利用す
る多様な手段が確保され、自らが望む意思疎
通の手段を選択することができる社会

「まち」

福祉のまちづくりの推進により、安全で安
心な暮らしが確保される社会

「もの」

全ての人にとって利用しやすく、質の高い
製品及びサービスが普及する社会

ユニバーサル社会の推進に向けて



「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の策定から13年が経ちました。

この間、本県は、全国に先駆けて取り組んできた福祉のまちづくりを更に推し進め、だれもが主体的に生き、支える社会をめざし、保健・医療・福祉機能が連携するサービスの仕組みづくりに取り組んできました。また、阪神・淡路大震災を契機として広がったボランティア活動のうねりを大切に、県民の参画と協働による地域づくりを推進してきました。

こうした取り組みの結果、みんなの声かけ運動や街のバリアフリー化をはじめ、ソフト・ハード両面から人にやさしい生活環境が形成されました。一方で、少子高齢化の進展や障害者差別解消法等の立法化など、社会情勢は大きく変化し、新たな課題も生じています。

そこで今年、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」と「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」（愛称：ひょうご・スマイル条例）を制定・施行し、ユニバーサル社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出しました。

そして、条例の基本理念実現のため改定したのが、この「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」です。新たな指針では、めざすべき社会像として「全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会」を掲げています。これを現実のものとするべく、「ひと」「参加」「情報」「まち」「もの」の5つの柱のもと、これまでの取り組みと成果に加え、今抱える課題と今後の取り組みの方向性を明らかにし、今後の実効的な施策展開につなげていきます。

ユニバーサル社会の実現には、私たち一人ひとりの主体的な取り組みが欠かせません。これらの条例・指針が県民の皆様の理解を深め、今後の行動・取り組みに活かされることを願っています。

ともに手を携え、県民一人ひとりがいきいきと輝くユニバーサル社会に向けて歩んでいきましょう。

平成30年10月

兵庫県知事

井戸敏三

目次

I 改定の趣旨	1
II 改定総合指針の性格	1
III 計画の期間及び運用	1
IV 基本的考え方	
1 兵庫県を取り巻く社会情勢の変化	2
2 「ユニバーサル社会づくり」を進めることの意味	3
V 各主体の責任と役割	3
VI 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿	
1 めざすべき社会像	4
2 5つの基本理念	4
VII 基本的方向	
1 「ひと」	
(1) 学校教育や生涯学習等様々な場を通じて豊かな心を育み、基本理念 への理解を深める機会の提供	5
(2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生 徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育む ための教育の実施	8
(3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材 並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見 を有する人材の養成	10
2 「参加」	
(1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅 勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択する ことができる環境の整備	12
(2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の 社会参加を促進する体制の整備	15
(3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機 関の設置その他の支援の体制の整備	17
(4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じた、高齢者、障害者及び外国人を はじめ、様々な人との交流の促進	20

3 「情報」

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施 22
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保 24
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備 26
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備 28

4 「まち」

- (1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備促進 30
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進 32
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備 34
- (4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進 36

5 「もの」

- (1) 全ての人のために利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進 38
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進 40
- (3) 全ての人のために利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進 42

参考資料

- ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例 46
- 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称：ひょうご・スマイル条例） 49

I 改定の趣旨

兵庫県では、ユニバーサル社会づくりを進めようとする全ての人が共有すべき理念と実現に向けた取組の基本方向を明らかにするため、2005年(平成17年)に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」(以降、総合指針)を策定し、だれもが主体的に生き、支える社会の構築をめざしてきた。

総合指針では、兵庫長期ビジョンや少子高齢社会福祉ビジョンが描く将来像を踏まえつつ、具体の各計画実施にあたり、進むべき基本的な方針を明示してきたが、策定から13年が経過し、その間、障害者差別解消法等の立法化や女性の社会進出、いわゆる“2025年問題”に向けた介護予防や生活支援体制の整備充実の必要性、国内外からの来県者増など社会情勢が大きく変化している。

このような状況の中、県では、ユニバーサル社会づくりの推進にかかる県や市町、県民、事業者の役割を明確にするとともに、取り組むべき施策を位置付けた「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」と、障害者等が自ら情報を取捨選択し、自らの意思で行動できるよう、生活に必要な情報の取得や利用、意思疎通の多様な手段の確保に関する取組を促進するため、議員提案による「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」(愛称:ひょうご・スマイル条例)を平成30年2月県議会で制定し、同年4月から施行している。

これにより、県では、ユニバーサル社会づくりの推進に向け、福祉のまちづくり条例と併せ3つの条例が整うこととなったが、ユニバーサル社会づくりは、県だけでなく県民等の参画と協働により全体で取り組んでいくべき課題であり、条例制定・施行を契機にこれらの取組を一層促進させるためにも、基本構想と実施方策となる総合指針について、県民・団体等から広く意見を聴取しつつ改定を行うものである。

II 改定総合指針の性格

改定総合指針は、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」で掲げた基本理念に基づき、取組方向を明らかにした「基本構想」としての側面と、その実現に向けた具体の取組を示す「実施方策」の2つの側面を有するものとする。

また、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」第7条第1項に定める実施計画としても位置付けられる。

III 計画の期間及び運用

社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえながら、必要に応じて、5年程度で見直しを実施する。

県は、ユニバーサル社会づくりの実現に向けて、総合指針に沿って、毎年度、実施施策を取りまとめるとともに、その実施状況を公表する。

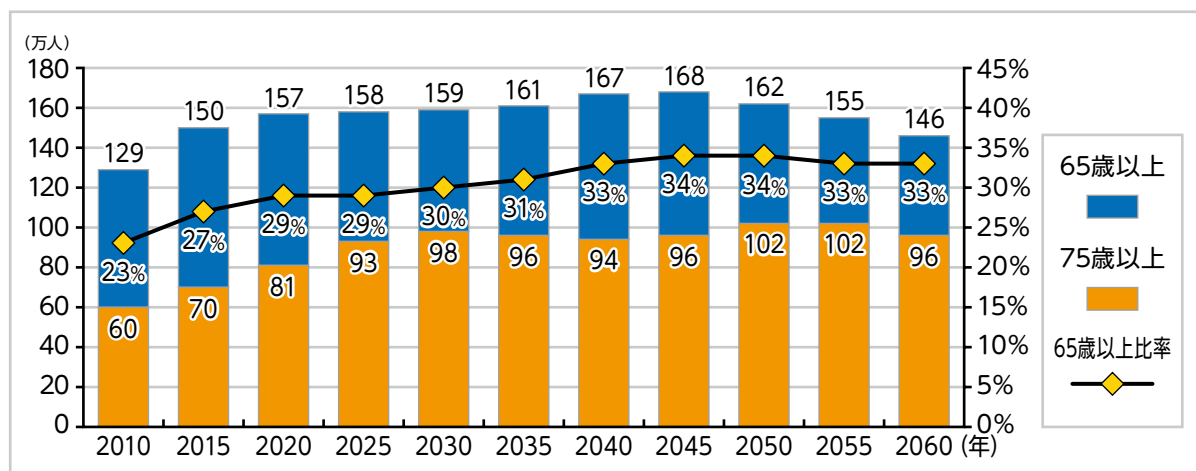
IV 基本的考え方

1 兵庫県を取り巻く社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

現在、兵庫県は、少子高齢化と人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面している。人口減少は、今後数十年にわたって続くことが見込まれており、団塊の世代が全て後期高齢者となる、いわゆる“2025年”に向け、高齢者が自分らしい生活を送ることができるよう、介護予防や生活支援体制の整備充実に取り組む必要がある。

さらに在宅生活へのスムーズな移行や、地域での生活機能の維持を図るためには、医療関係者と介護・福祉関係者とが、それぞれの役割・機能を明確にしつつ、連携を図ることが不可欠となっている。



(2) 障害者差別解消法等の立法化

国においては、障害者差別解消法や部落差別解消推進法などの立法化が進み、これらの動きに呼応して、兵庫県でも様々な差別の解消や人権の確保に向け、体系的な取組を進めていく必要が生じている。

(3) 女性の社会進出等

女性の社会進出が進んだ一方、待機児童数等は増加傾向にあり、ひとり親家庭における子どもの貧困問題等も深刻さを増すなど、対応していくべき課題も増加している。

(4) 国内外からの来県者増

県内の在留外国人数や外国人旅行者数は近年増加傾向にあり、2020年東京オリンピックやパラリンピック、またワールドマスターズゲームズ2021関西など、今後も多くの国際イベントが開催され、訪日外国人の増加も見込まれることから、兵庫県内においても、さらなる相互理解や交流を進めていくことが必要である。

2 「ユニバーサル社会づくり」を進めることの意味

(1) 全国に先駆けて取り組んできた兵庫の「ユニバーサル社会づくり」

兵庫県では、1992年（平成4年）、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を、2005年（平成17年）には「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、多くの人々が利用する施設や道路、公園、鉄道駅舎等について、高齢者や障害者の利用に配慮した整備を進めるとともに、良好な地域コミュニティの形成、保健・医療・福祉機能が連携するサービスの仕組みづくりに取り組んできた。

現在、まちには段差のない出入り口やスロープ、車いすで利用可能なトイレ等を整備した建物が増えてきており、今後もさらなるハード面・ソフト面での充実を図り、ユニバーサルデザインの視点から、あらゆる人にとって、より安全で便利、快適に活動し、暮らすことのできる質の高い社会づくりを進めることが求められている。

(2) 阪神・淡路大震災の教訓と「支え合う文化」の継承

1995年（平成7年）に起こった阪神・淡路大震災では、地域の避難拠点であった学校、集会所等の施設に段差等のバリアが数多くあったことや、視聴覚障害者、外国人県民への情報伝達配慮の不足が、そこでの生活を一層困難にしたと言われている。

また、日頃から住民相互のつながりの強い地域では、いち早く防火や救助活動が展開されたのに対し、人間関係の希薄な地域では、高齢者や障害者など、災害に際し特別の配慮を要する人々の安否確認等が遅れたことも忘れてはならない教訓となっている。

その一方で、震災を契機として、ボランティアやNPOなど県民の主体的な参画と協働による地域づくり活動が広がり、「支え合う文化」の醸成が兵庫で進んだ。

我々は、震災から得たこれらの教訓を今後も生かしていくとともに、震災復興の中で培った「支え合う文化」を継承しつつ、全ての人々が尊重され、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会の構築に取り組んでいく必要がある。

V 各主体の責任と役割

兵庫県におけるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、団体、行政等の各主体は、以下の取組を進めていく必要がある。

県民	基本理念への理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを推進
事業者	事業活動を通じてユニバーサル社会づくりを推進
団体	地域活動における担い手として、ユニバーサル社会づくりを推進
県	ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定・実施
市町	各市町の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定・実施

VI 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿

1 めざすべき社会像

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会

2 5つの基本理念

「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」では、5つの基本理念を掲げ、取組を進めることとしている。

「ひと」

人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが一人の人間として生きていける社会、地域社会の一員として相互に人格と個性を尊重し、理解し、支え合う社会をめざす。

「参加」

全ての人々がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働いたり、地域社会の様々な活動に参加したりできるよう、多様な選択肢が用意された社会をめざす。また、障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするため、障害のある人が自らの能力を最大限発揮できる機会を確保する。

「情報」

生活に必要な情報を円滑に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術を活用したり、筆記や手話、音声や光など様々な情報伝達手段を組み合わせたりして、だれもが理解しやすい情報を容易に入手できるようにする。また、地域コミュニティなどの場で、だれもが容易に情報交換できる環境をつくる。

「まち」

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

高齢者や障害のある人をはじめ、だれもが、住み慣れた地域で、自立し、安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインの観点から、自宅から街なかへはもちろん、どこへでも安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

「もの」

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、サービスの提供者と利用者が信頼関係で結ばれる質の高いサービスをめざす。

Ⅶ 基本的方向

1 「ひと」

(1) 学校教育や生涯学習等様々な場を通じて豊かな心を育み、基本理念への理解を深める機会の提供

【これまでの取組】

- 県民、団体、企業、行政など、あらゆる主体で構成する協働組織として「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を立ち上げ、ネットワークを広げるとともに、「ひょうごユニバーサル社会づくり推進大会」において、みんなの声かけ運動応援協定の締結、ひょうごユニバーサル社会づくり賞の贈呈などユニバーサル社会づくりに向けた情報発信等を行い、各主体の率先した取組を推進してきた。
- 障害者、難病患者、妊婦など援助や配慮が必要な方に対し、全国共通マークとなった「ヘルプマーク」や、本県の「譲りあい感謝マーク」の配布を行うことで、兵庫における支え合いの心を喚起してきた。
- 共生社会の実現をめざし、行政、地域・職域団体、NPO等からなる「ひょうご人権ネットワーク会議」を開催し、人権問題の啓発に取り組んだほか、学校や警察職員、福祉業務従事者等に対する人権教育研修の実施や地域における人権学習を支援した。
- 児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどを育成するため、小中学校において県版副読本を活用した道徳教育を全県的に推進するとともに、自然学校やトライやるウィーク事業等の体験事業を実施している。また、外国人児童生徒等のための学校生活への早期適応を促進するため、子ども多文化共生サポーターの派遣など子ども多文化共生教育を充実してきた。
- 老人大学や生涯学習講座などにおいて、「ユニバーサル社会づくり」への理解を深める学習を取り入れるとともに、地域貢献活動への取組を支援してきた。
- 職場等におけるハラスメント防止に向け、相談体制の構築や、県庁内における職場研修等の実施、企業等における従業員研修の実施を働きかけた。

【成果】

- ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議会員数(累計)：122会員(H17年度)→466会員(H29年度)
- ユニバーサル社会づくり賞受賞者(累計)：142団体(H29年度)
- ヘルプマーク配布数：8,195個(H30.6末)※H30.1より配布開始。市町配布分含む。
- 譲りあい感謝マーク配布数(累計)：1,829個(H24年度)→3,875個(H29年度)
- トライやるウィーク活動場所数：15,590ヶ所(H18年度)→16,969ヶ所(H29年度)

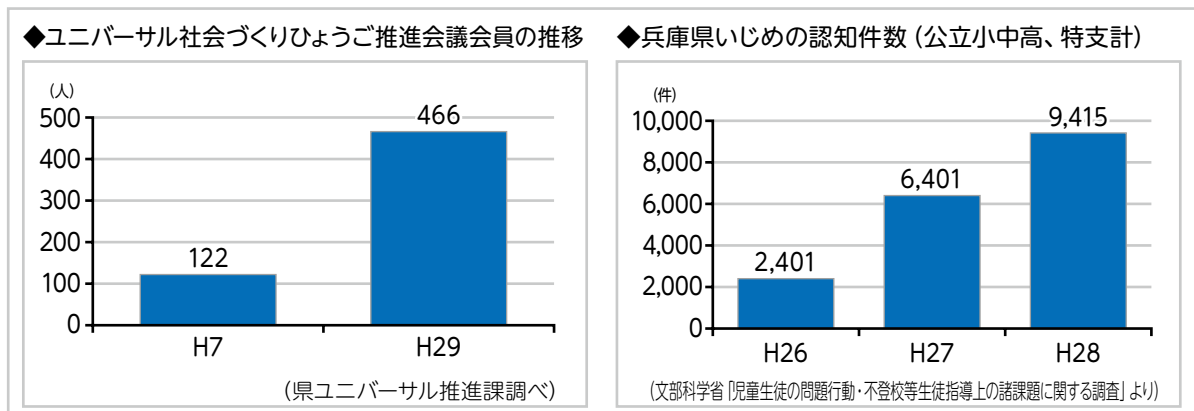
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 総合指針の策定から13年が経過したが、「ユニバーサル社会」について未だ県民の十分な理解が進んでいるとはいえず、引き続き理解促進を図っていく必要がある。
- 無縁社会、他者への関心が薄れ、助けを必要とする人に支援が届きにくいとの指摘もみられる。

(新たな課題)

- 近年、児童虐待など子どもに対する悲惨な事件が後を絶たない。
- 近年は、学校等でのいじめだけでなく、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチなど人権問題の深刻化が進んでおり、自殺につながるケースもみられる。
- 昨今、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、さらにマタニティ・ハラスメントが数多く顕在化している。これらハラスメントに対する職場や教育現場での発生予防や適切な対応が必要不可欠となっている。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 県内全ての人に対し、「ユニバーサル社会づくり」の基本理念のさらなる理解促進を図り、「思いやる」「つながり合う」意識の向上を図る必要がある。
- 配慮が必要な方の社会参加が促進されるよう、公共交通事業者等とも連携しつつ、ヘルプマーク等の普及啓発を図る必要がある。
- 県民、団体、企業のユニバーサル社会づくりに資する取組を促進するため、それらの取組をソーシャルネットワークシステム(SNS)等を活用し、積極的な情報発信を行っていく必要がある。
- 家庭、学校、地域、関係機関等が連携し、いじめ問題の解消など子どもの権利の視点に立つ総合的な取組を一層進める必要がある。
- 地域のニーズに応じた幼児教育・保育の提供体制の確保を図るとともに、その質の向上を図る必要がある。
- すべての子どもたちが国籍を超えて、互いの文化、生活習慣、言語等を理解し、人権を尊重する「国際性豊かな多文化共生社会」の実現に向け、教育委員会、県、市町等関係機関が連携し、取組を進める必要がある。
- 支援を必要とする人を把握し、その対応が十分図れるよう地域福祉力の向上を図る必要がある。

- 生活・福祉課題を抱える人が地域で孤立しない地域づくりと、地域で生活・福祉課題に対処する仕組みづくりにより、課題を抱える人の問題が深刻化する前に早期発見・早期対応することのできる地域福祉の推進が必要である。
- 県民一人ひとりや民間の企業・団体等の参画と協働を一層推進するため、経済的支援や人的貢献、参画による貢献など様々な手法により地域を支える「寄附文化社会」の醸成に向けた取組を進める必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 児童虐待を防止するため、地域ぐるみでの「子どもの見守り」について意識の醸成を図り、健やかな子どもの成長を支援していく必要がある。
- 子どもたちの発達段階に応じた様々な体験活動を引き続き展開するとともに、道徳教育を推進し、いじめや若者の自殺をなくすため、豊かな心を育む教育や「命の大切さ」を実感させる教育を推進する必要がある。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向け、相談支援や学校、職場など様々な場において基本的な知識や相手を尊重する意識の醸成に向けた研修等の強化に取り組む必要がある。

ご存知ですか？「ヘルプマーク」と「譲りあい感謝マーク」



ヘルプマーク

『ヘルプマーク』

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせる全国共通のマークです。



譲りあい感謝マーク

『譲りあい感謝マーク』

兵庫県が平成26年から導入しているヘルプマークと同趣旨のマークです。



(2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施

【これまでの取組】

- 県立こども発達支援センターにおいて、診断・診療、療育や出張発達健康相談、研修等を実施し、発達障害児の早期発見や、発達障害児への障害特性に応じた発達支援を行った。
- 全ての県立・市立特別支援学校において、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動等を実施し、在籍する幼児・児童・生徒の自立や社会参加を支援した。
- 特別支援教育アドバイザーの派遣や教職員人件費補助など私立幼稚園等が実施する特別支援教育に向けた取組を支援した。
- 各教育事務所に特別支援教育推進員を配置し、障害のある児童生徒に最も適した教育を行えるよう、市町への指導・助言等の支援を行った。
- 特別支援学校において、一般企業への就労意欲を高めるため、ビルクリーニング、喫茶サービスなどの技能検定を開始した。

【成果】

- 県立こども発達支援センターでの診断・診療、療育者：2,157人(H25年度)→3,864人(H29年度)
- 公立特別支援学校における交流・体験チャレンジ事業実施率：100%(H26年度)→100%(46校、H29年度)
- 私立幼稚園への特別支援教育アドバイザーの派遣数：103園(H21年度)→127園(H29年度)
- 教育事務所による市町等への支援回数：1,800回(H26年度)→4,033回(H29年度)

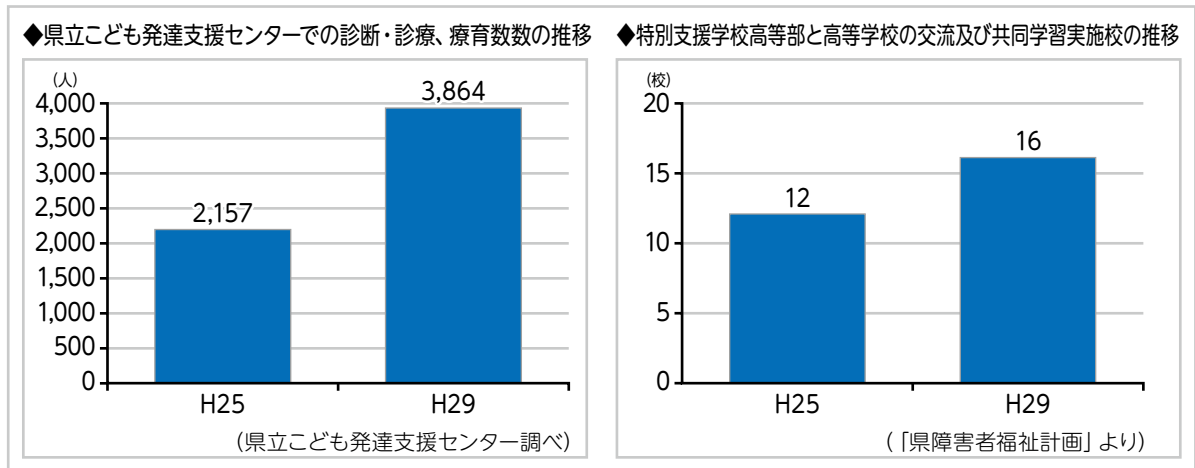
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 障害児本人の最善の利益の保障及び家族支援の充実を図るためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援や他の関係機関とも連携した地域支援体制の確立が求められている。
- 障害のある生徒の将来の就労に向けた取組を推進する必要がある。

(新たな課題)

- 共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の一層の推進や、健常者と障害者のコミュニケーションを深める機会を増やす必要がある。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 県立こども発達支援センターにおける障害特性に応じた支援の充実や地域における療育拠点の整備など、県内全域での発達障害児支援のさらなる充実に取り組む必要がある。
- 個別の教育支援計画、指導計画等を作成・活用し、就学前、小学校、中学校、高等学校、進学先・就労先へと特別な教育的支援を切れ目なく引き継ぐことで、個に応じた一貫した教育（縦の連携）を行うことが必要である。
- 保健、医療、福祉、教育等が連携することで地域の支援体制を構築（横の連携）する必要がある。特に、学校等と福祉事業所等がサービスを受ける児童生徒等の情報を共有するなど、協働して就学前から社会参加までを切れ目なく支援する体制整備が必要である。
- 児童生徒が学校から障害児・者施設等に赴き、交流を図る取組等を進める必要がある。
- 障害のある生徒が、就業体験活動などを通じ、将来の就労に向けた準備等を行うことができる取組を進める必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 障害児が、地域の様々な行事や活動に自らの意思で参画ができる機会が保障されるなど、安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要がある。
- 障害のある児童生徒について、インクルーシブ教育システム推進の取組も含め、一人ひとりの障害の状態に応じた教育の充実を図るとともに、家庭及び地域社会等との連携のもと、児童生徒の社会性を養い、自立して社会参加するための取組を進める必要がある。

(3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成

【これまでの取組】

- 障害者、高齢者、妊婦、小さな子ども連れの方をはじめ、だれもが街中で困っているときに、みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を展開した。
- 障害種別に応じた支援方法等に関するDVDの作成や実践研修を実施し、適切な支援を推進することで障害者の安全安心な社会参加を促進した。
- 県と団体・企業・学校等が連携し、地域における運動の普及を推進する「みんなの声かけ運動応援協定」を締結し、協定締結団体への出前講座等を実施した。
- 「ひょうごボランティアプラザ」を活用し、NPOなどの活発な実践活動を展開するとともに、災害支援ボランティアを被災地等に派遣した。
- 地域ケアスタッフや住民グループなどの地域ケアに携わる者、福祉系大学生、一般県民等幅広い対象者に対し、研修を実施し、地域ケアの充実を図った。
- 認知症相談センター等に配置される認知症地域支援推進員の養成を行うとともに、認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク研修を実施し、資質の向上を図った。
- 建築・福祉の専門家や障害者等を「福祉のまちづくりアドバイザー」として登録し、施設の整備や管理・運営について点検・助言ができる人材の養成を行った。
- ひきこもり対策の充実に向け、ひきこもりサポーターの育成に取り組んだ。
- 地域で「気づき・つなぎ・見守り」ができる人材の養成に向け、ひょうごいのちところのサポーターの養成に取り組んだ。

【成果】

- みんなの声かけ運動応援協定締結団体数(累計)：22団体(H23年度)→168団体(H29年度)
- みんなの声かけ運動応援協定参加人数総計：20,160人(H23年度)→504,869人(H29年度)
- みんなの声かけ運動推進員登録人数：2,520人(H17年度)→4,752人(H29年度)
- 認知症地域支援推進員研修参加者数(累計)：297人(H29年度)
- 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークの取組市町数：15市町(H26年度)→40市町(H29年度)
- 認知症機能訓練研修(4DAS)実践研修終了者数(累計)：93人(H28年度)→135人(H29年度)
- 認知症サポーター養成数(累計)：153,194人(H25年度)→389,437人(H29年度)
- 福祉のまちづくりアドバイザー登録数：136人(H29年度)
- ひょうごいのちところのサポーター推進リーダー養成数：48人(H24年度)→269人(H29年度)

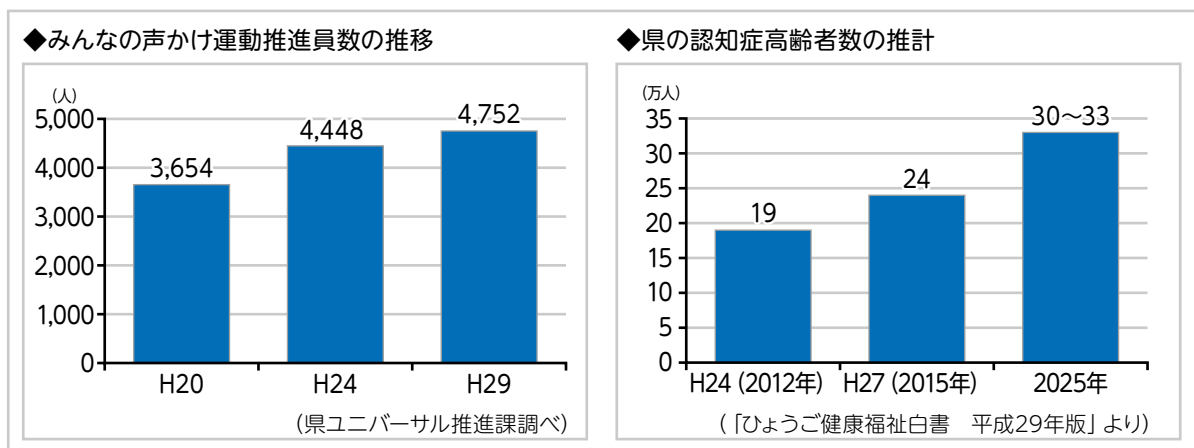
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 子育てに悩む親や障害者とその家族や支援者が、気軽に交流できたり、情報交換できる場所や機会、コーディネートする人材をさらに確保する必要がある。

(新たな課題)

- 県内の認知症者数(有病率)は、2012年(平成24年)の約19万人(高齢者の15%)から、2025年には約30~33万人(高齢者の約19~20.6%)に増加すると推計され、また、認知症については、未だ病気に対する誤解や無理解がみられるとの指摘もあることから、それらへの対応が課題となっている。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 駅や街中で障害者など困っている人を見たら声をかける「みんなの声かけ運動」の普及・定着を図るとともに、みんなの声かけ運動応援協定の締結等を通じ、互いに支え合う取組を推進するためのネットワークを強化し、声かけ運動を全ての県民に浸透させる必要がある。
- 明るい地域、家庭、職場づくりに向け、挨拶の励行を率先していくことも必要である。
- 地域や職域で率先して行動し、活動を広げるリーダーの役割を果たす人材を養成するとともに、専門的な知見をもつ人材の確保を進める必要がある。
- 地域づくり活動を行うボランティア人材の育成や、ネットワークづくりを進める必要がある。
- だれもが気軽に立ち寄れ、ユニバーサル社会づくりに向けた勉強会や情報交換、ネットワークづくり等ができる交流の場づくりに取り組む必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 認知症は早期発見・早期対応が重要であり、認知症の疑いのある人の早期発見に向けた取組を推進していくとともに、認知症に対する社会の理解を深め、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりに取り組むなど、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進める必要がある。

2 「参加」

(1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備

【これまでの取組】

- 高齢者の能力や経験を活かした就業機会を創出するため、高齢者を構成員とするコミュニティ・ビジネスの立ち上げを支援した。
- 県内で起業・第二創業をめざすシニア起業家や女性起業家に対し、事業の立ち上げ等を支援した。
- 女性が短時間でも参加できる機会の提供に向け、仕事を離れた女性の再就業や継続就業を支援するための職業相談・職業紹介に取り組んだ。
- ワーク・ライフ・バランスの全県的な普及を図り、多様で柔軟な働き方を推進するため、ひょうご仕事と生活センターにおいて、県内企業を対象に普及啓発、情報発信、相談・研修、各種助成事業等を実施した。
- 在宅の子どもを対象とした私立幼稚園や民間保育所による幼児教育・体験保育を実施したほか、地域における幼児教育・子育て支援の裾野を拡大するため、幼児教育体験や親を交えた交流事業の実施に取り組んだ。
- 障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターを県内各圏域に設置し、就労に伴う日常生活・社会生活に必要な支援等を実施した。
- 障害者の就労促進や工賃向上支援に向け、「ひょうごブランド商品」の開発支援や、「+NUKUMORI」商品のさらなる販売促進に取り組んだ。
- ICT技術を活用し、企業等への通勤・通所が困難な障害者の在宅就労を支援したほか、企業と障害者が円滑に業務の受発注を行えるシステムを構築した。

【成果】

- 高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業認定件数：14件(H28年度)→19件(H29年度)
- シニア起業家支援事業補助件数：19件(H27年度)→36件(H29年度)
- 県立男女共同参画センター・イーブン女性就業相談室の支援による就職者数(累計)：75人(H25年度)→847人(H29年度)
- 女性起業家支援事業補助件数：20件(H25年度)→45件(H29年度)
- ひょうご仕事と生活センター研修実施企業数：185社(H28年度)→219社(H29年度)
- 県内民間企業の障害者雇用率：1.97%(H28年度)→2.03%(H29年度)※法定雇用率2.0%を初めて達成
- 障害者の職場定着率：81.1%(H24年度)→85.4%(H29年度)

【課題】

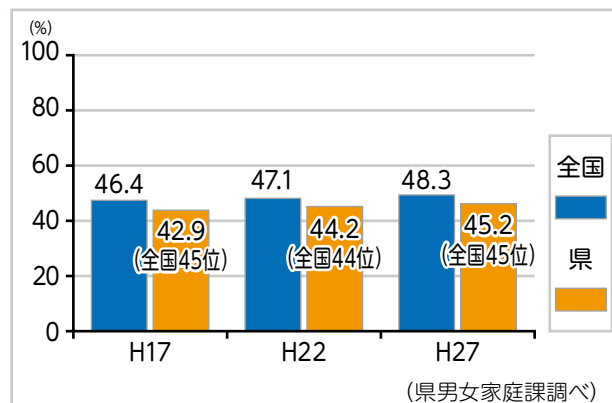
(引き続き取り組むべき課題)

- 兵庫県における女性の労働力率が落ち込む「M字カーブ」は、近年緩やかになってきているが、30代後半、40代前半の労働力率は、依然全国平均より低い水準である。
- 国立社会保障・人口問題研究所が平成27年に実施した調査では、働く女性が第1子の出産前後で仕事を辞める割合は46.9%と、2人に1人が出産を機に退職している。
- 兵庫県では、比較的小規模の障害者福祉サービス事業所が多いことから、そこを利用する障害者の平均月額工賃は、全国に比べ低額となっている。
- 県庁が実施する障害福祉サービス事業所等からの物品等の調達については、さらなる増加が必要である。
- 障害者の法定雇用率が、平成30年4月から2.2%に引き上げられたため、雇用が進んでいない中小企業の雇用拡大を一層促進することが求められる。また、行政においても障害者雇用促進法に定められた障害者の雇用を着実に進めることが求められる。

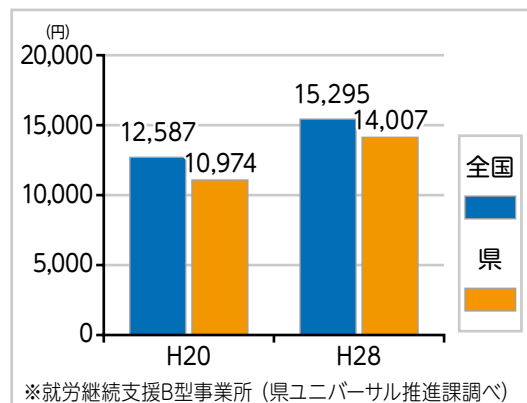
(新たな課題)

- 人生100年時代に向けて、高齢者の働く機会の創出等が課題となっている。
- がんは日本人の2人に1人が罹患する疾病となっており、がんになっても働き続けることができる環境の整備が課題である。

◆女性の就業率の推移(全国・県)



◆障害者の平均月額工賃金額の推移



雇用促進セミナー

【今後の方向性】**(引き続き行う取組の方向性)**

- 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、多様な働き方を選択することができる環境の整備に取り組む必要がある。
- 働く意欲のある高齢者や女性、障害者の雇用・就業の機会拡大を促進するとともに、一人ひとりの特性に応じた能力開発が図れる機会等を提供する必要がある。
- 女性が自己の希望に基づき幅広く活躍できるよう、結婚・出産しても就業を継続できる、又は一度離職しても再就職や起業等ができる環境整備を進めるなど、多様かつ柔軟な働き方を推進する必要がある。
- 障害者福祉サービス事業所における商品販売事業について、地域貢献に意欲的な企業との連携を推進し、専門的な視点での助言や技術的指導を継続的に受けられるシステムを構築する必要がある。
- 障害者が地域で自分らしく暮らすことができるよう、空き店舗等の障害福祉サービス事業所への活用支援や農福連携推進など多様な福祉就労の場の充実を図る必要がある。
- 県庁舎や県立施設での障害者の職業訓練や体験実習の場の創設、受入人数の拡大や優先発注、企業と連携した障害者の一般就労のさらなる促進、工賃の向上対策等が必要である。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 生きがいごとサポートセンター等を活用し、有償ボランティアをはじめとした地域社会への貢献や、生きがいのある働き方を総合的に支援する取組をさらに進めていく必要がある。
- 兵庫県がん対策推進計画を踏まえつつ、がんになっても安心して働き暮らせるよう、がん患者の状況等に応じ勤務形態を選択できるなど、企業等の理解の促進と環境の整備を図っていく必要がある。



(2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備

【これまでの取組】

- 自治会、婦人会等の地域団体の協力を得て、近隣住民が世代・性別を問わず日頃から助け合いができる地域づくりに取り組んだ。
- 小学校区ごとに地域の団体や住民が連携し、県内の全小学校区でネットワークを立ち上げるなど、地域ぐるみの子育て家庭支援を全県的に推進した。
- 支援を受けたい子育て世帯に対して祖父母のように日常的に行う見守りや相談、緊急時の一時預かり等を通じ、地域における三世代家族の育成、地域全体で安心して子育てができる環境づくりに取り組んだ。
- 県内7地域の高齢者大学において、高齢者が生きがいを持ち充実した生活を送るための学習機会を提供するとともに、地域活動の実践者の養成に取り組んだ。
- 老人クラブによる奉仕や地域の見守りなど社会貢献活動の促進に取り組んだ。
- 保護者の就労等の状況に関わらず、教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を持つ認定こども園の施設整備を促進した。

【成果】

- 地域相互見守りモデル事業補助件数：9団体(H29年度)※H29新規
- 地域祖父母モデル事業実施地区数：14団体／40地区(H29年度)
- まちの子育てひろば実施箇所数：1,611ヶ所(H17年度)→2,046ヶ所(H29年度)
- 放課後児童クラブ数：691クラブ(H19年度)→971クラブ(H29年度)
- 保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園定員数：77,489人(H19年度)→101,658人(H29年度)
- 子育て応援協定の締結企業数(累計)：195社(H18年度)→1,297社(H29年度)

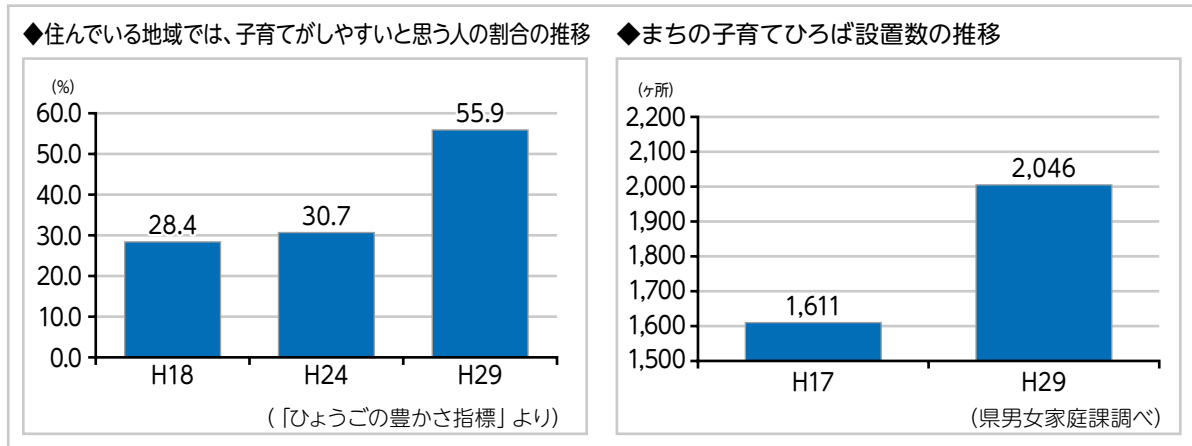
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 地域での人と人とのつながりや、家庭と地域の関わりが薄れ、子どもの成長を地域で支える機会が減少するとともに子どもや若者の居場所がないといった指摘もみられる。
- 妊娠・出産などの健康上の問題に直面する女性や、ひとり親家庭に対する偏見が残り、配慮が十分になされていないとの指摘もある。
- 女性の社会進出、就労形態の多様化、核家族化の進行等に伴い、保育に対するニーズが多様化している。

(新たな課題)

- 地域活動の担い手の高齢化等により、地域の見守りや子育て支援を支えてきた自治会や老人クラブ、婦人会等の地域団体の会員数が減少し、団体等の活動が縮小しているとの指摘がある。
- 地域社会では、貧困などの格差や社会的孤立・排除により生活課題が広がり、福祉課題が深刻化している。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 高齢者の就労や社会参加は、所得や実感を得られるだけでなく、健康維持や介護予防につながることから、生涯を通じて活躍できる環境を積極的に整備する必要がある。
- 家族形態の多様化・小規模化に対し、家族のきずなや近隣住民との付き合いを深めることで家庭と地域の連携強化を図りつつ、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで支える仕組みづくりや、若者が気軽に立ち寄り、集まった仲間と交流できる居場所づくりをさらに進める必要がある。
- 地域団体やNPO等の参画を得て、子どもが集団で自由に遊べる遊び場の充実や、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、環境学習などの様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の提供が必要である。
- それぞれの人権が尊重され、その意思や価値観に基づき、個性と能力が十分に発揮できる機会の確保や、女性が抱える様々な悩みや問題の解決、貧困を抱えたひとり親家庭への支援を引き続き図る必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 地域活動推進の担い手の育成に向けて、自治会や老人クラブ、婦人会等の既存の地域団体の活動の支援や、増加する高齢者のマンパワーを活かした地域活動への参加促進、ボランティア活動、NPO等の立ち上げ支援に取り組むほか、自治会活動等の意義・重要性について意識醸成を図る必要がある。
- 厳然として存在する貧困などの格差や社会的孤立、排除に対し、ユニバーサル社会づくりの視点に立ち、包括的な支援体制を整備していくことが必要である。

(3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備

【これまでの取組】

- 障害者差別解消相談センターを設置し、障害者差別に関する総合相談を行ったほか、障害者支援等の専門家を事業者に派遣し、合理的配慮の提供にかかる助言を行った。
- 障害者権利擁護センターにおいて、使用者虐待の通報受付や障害者虐待防止に向けた広報啓発、障害者虐待に関する情報収集、市町相互間の連絡調整を行った。
- 身体障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬（盲導犬や介助犬、聴導犬）の貸付や、普及啓発イベントを支援するなど、補助犬への理解を促進する取組を進めてきた。
- 児童虐待を防止するため、県こども家庭センターに担当職員を配置し、市町の担当職員向け研修等を実施するなど、市町の要保護児童支援に向けた対応力の向上を図った。
- DV防止に向け、企業等へのDV出前講座や被害者支援ボランティア養成講座を実施したほか、一時保護所・民間シェルター入所被害者及び同伴児童への心理的ケア等に取り組んだ。
- 障害者・高齢者等の消費者被害の未然・拡大防止のため、消費生活センターを中心に消費者トラブルの事例や対処法等の周知・啓発を行うとともに、地域における消費者被害防止ネットワークを構築し、情報共有・意見交換を行った。
- 自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、特別支援学校向け教材の開発や高等学校におけるモデル授業事例集の作成など、次世代の消費者教育に取り組んだ。

【成果】

- 障害者差別解消センター相談受付件数(累計)：190件(H28年度)→325件(H29年度)
- 身体障害者補助犬貸与数(累計)：25頭(H17年度)→57頭(H29年度)
- 児童虐待相談件数：2,272件(H23年度)→4,104件(H28年度)
- DV相談件数：9,030件(H17年度)→18,788件(H29年度)
- 消費生活相談件数：48,699件(H28年度)→44,654件(H29年度)

【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 障害者に対する理解は徐々に深まりつつあるが、一部では未だ差別意識が社会的障壁として残っている。また、障害者と同居する両親の高齢化、障害者自身の高齢化により、障害者とその家族が住み慣れた地域で生活し続けることが困難になってきている。
- 身体障害者補助犬法が施行されているにもかかわらず、依然として補助犬がいることを理由に入店拒否される、職場への同伴を拒否されるなど数多くの受け入れ拒否事案が発生している。
- 子育て中の親の地域での孤立化や児童虐待相談の増加など、子育てをめぐる課題

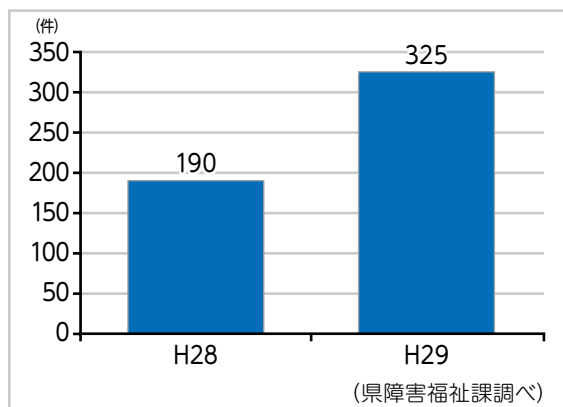
が深刻化している。

- 県下のDV相談件数は増加しており、問題も深刻化している。
- 子育てに悩む親同士や障害者とその家族が気軽に交流できたり、情報交換できる場所が不足しているとの指摘もみられる。

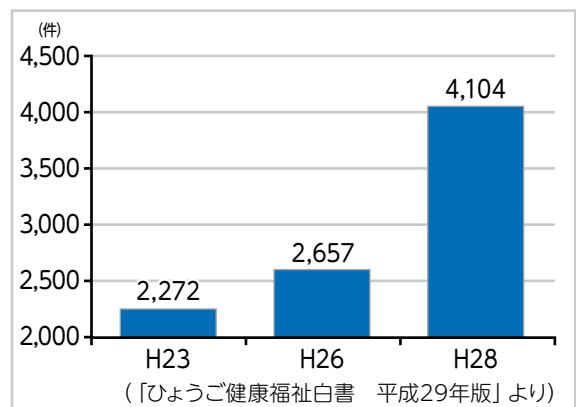
(新たな課題)

- ひきこもりの長期化・高齢化、また家族の高齢化が進んでいる。
- がん患者への偏見が未だに根強く残っているとの指摘もみられる。
- 家族や施設従事者等による障害者や高齢者への虐待件数は、増加もしくは高止まり傾向にあり、虐待の早期発見や予防推進が求められている。
- 親と障害者本人の高齢化、認知症高齢化の増加等に対応するため、意思決定への支援や成年後見制度の活用が不可欠となっている。
- 高齢化の進行による一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、インターネット社会の進展等により、消費者トラブルは複雑・多様化している。また成年年齢引き下げにより、若年者の消費者被害拡大のおそれがある。

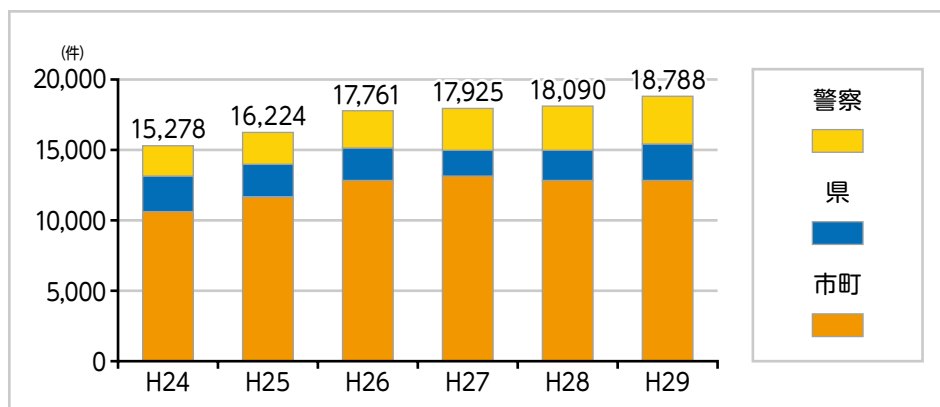
◆障害者差別解消センター相談受付件数の推移(累計)



◆こども家庭センターにおける児童虐待相談受付件数の推移



◆DV相談件数の推移



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 障害を理由とする差別の解消を推進し、地域ぐるみで社会的障壁の除去を実施することにより、障害者が地域の一員として自立と社会参加ができる環境を築く必要がある。また、課題解決にあたっては、障害者を支える団体との連携が重要である。
- 身体障害者補助犬に対する県民の一層の理解促進を図るための取組を進める必要がある。
- 児童福祉司等の専門職員の資質向上等を通じ、こども家庭センターの専門性の充実強化を図るとともに、研修等の実施により市町や関係機関職員の資質向上、体制強化の支援、相互の連携を強化する必要がある。
- 子ども達の心の悩みや不安を聞くことのできる相談体制のさらなる構築や社会づくりに取り組む必要がある。
- DV対策は、防止から通報や相談への対応、保護、自立支援等の各段階において、切れ目のない支援が必要であり、関係機関等との連携の下、引き続き総合的な対策を推進する必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- ひきこもり者の高齢化が進んでおり、ひきこもり当事者や家族により近いところで、保健・医療、福祉、教育、雇用などの関係機関とも連携しつつ、相談や助言、専門機関の紹介等を行っていく必要がある。
- がん患者への偏見をなくし、がんになっても安心して働き暮らせるようがん患者の就労を支援するなど、社会参加を促進する取組を進める必要がある。
- 障害者や高齢者への虐待の未然防止、早期発見と迅速かつ適切な初期対応が可能な体制の確保、本人や養護者への適切な支援実施に向け、施設従事者への研修や相談・支援体制の充実、相談通報窓口の周知、関係機関等との連携協力体制の構築を一層進める必要がある。
- 意思決定支援のための体制構築を図るとともに、成年後見制度の一層の普及と活用に向け、全ての市町で市民後見人の養成や権利擁護センター・成年後見支援センターの設置、社会福祉協議会やNPO法人による法人後見の整備が進むよう支援していく必要がある。
- 消費者被害にあいやすい高齢者・障害者や周囲への消費者教育や、若年者への取組を強化するため、地域団体や介護施設、高等学校や特別支援学校等への情報提供や出前講座を推進し、ライフステージに応じた消費者教育を一層進める必要がある。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じた、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進

【これまでの取組】

- 東京2020パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西に向け、県内の障害者スポーツの振興を推進するため、選手の育成強化や環境整備等に取り組んだ。
- 県と県内企業、大学で障害者スポーツ応援協定を締結し、練習場所や用具の提供、技術指導、大会運営でのボランティア派遣などで障害者スポーツを支援した。
- 平成16年度に開催した全国障害者芸術・文化祭を契機に、平成17年度より障害者の自立と社会参加を目的とした「兵庫県障害者芸術・文化祭」を開催した。
- 県議会においても障害者アート展を開催するなど取組を進めた。
- ふれあいの祭典において、県内各地から小中学校や地域団体が集い、歌やダンス、伝統芸能等を披露するなど、地域の魅力と「ひょうごの元気」を発信した。
- 毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手団を派遣し、テニス、マラソン等のスポーツや、囲碁、将棋等の文化種目の交流大会、イベント等を通じた交流促進に取り組んだ。

【成果】

- 県障害者のじぎくスポーツ大会参加者数：12,356人(H26年度)→18,323人(H28年度)
- 障害者スポーツ応援協定締結団体数：46団体(H29.4)→65団体(H30.4)
- 兵庫県障害者芸術・文化祭参加者数：3,000人(H17年度)→2,250人(H29年度)

【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

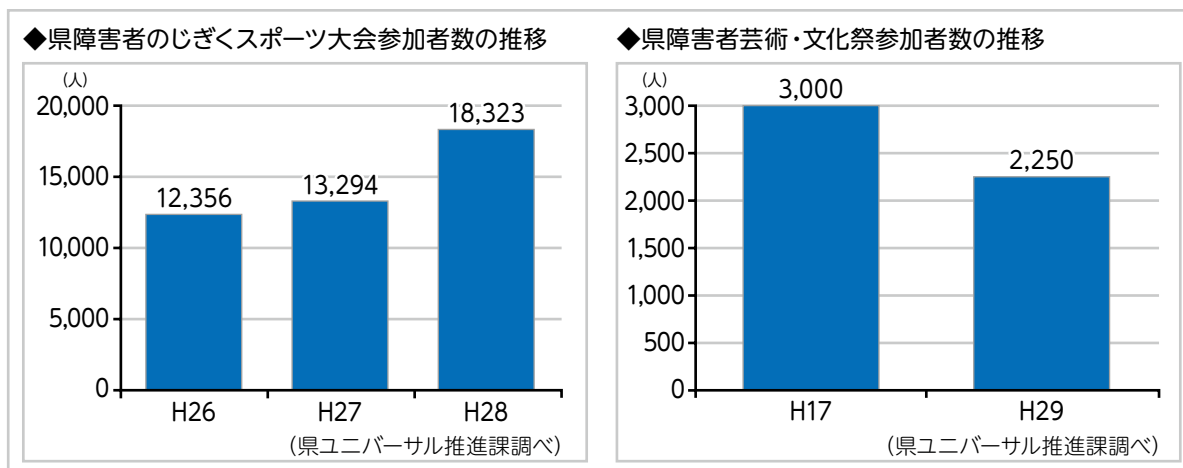
- 県内スポーツ大会等への障害者の参加者数は近年増加しているが、障害者が身近な地域でスポーツに参加できる環境のさらなる整備が求められている。
- 障害者による文化芸術活動への県民の理解促進とさらなる支援が求められている。

(新たな課題)

- 近年、外国人旅行者や留学生が増加しており、兵庫の強みを活かしたツーリズムの展開や交流人口の拡大が求められている。
- 移動に問題を抱える高齢者・障害者が旅行などをする際には、大きなコストと家族の負担を伴うことから、支援が必要である。



障害者スポーツの振興



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 県内には、多くの外国人が居住していることから、引き続き外国人県民との相互理解を深める交流機会を提供していく必要がある。
- 障害者スポーツの裾野拡大に向け、施設のバリアフリー化を進めるとともに、応援協定による障害者スポーツの場の提供、ボランティアの育成など、ハード・ソフト両面から積極的な取組を進める必要がある。
- 国では、障害者の文化芸術活動を幅広く進める「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立するなど、障害者の芸術文化の推進に向けた取組が進んでおり、県においても障害者芸術祭の拡充等を通じ、文化芸術を通じた交流のさらなる促進を図る必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- ワールドマスターズゲームズ2021関西等を通じ、多世代、外国人、障害者等によるさらなる交流促進を図る必要がある。
- ユニバーサルツーリズムの積極的な展開を通じ、障害者等の外出を支援するとともに、様々な人による交流のまちづくりを促進していく必要がある。



ユニバーサルツーリズム

3 「情報」

(1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施

【これまでの取組】

- 平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、県では、合理的配慮の提供に向け、手話通訳や手話講座等への出張にも対応できる体制を構築するとともに、遠隔手話にも対応できるよう、庁内の手話通訳者を増員した。
- 聴覚障害者の社会参加促進に向け、聴覚障害者が参加又は不特定多数の参加者が300名以上の県主催イベントでは、手話通訳者や要約筆記者の配置、ヒアリングループの設置を行うなど情報配慮支援に取り組んだ。
- ユニバーサルデザインに配慮したホームページの作成や、広報テレビ番組における字幕スーパー・手話画面の挿入、点字広報誌「広報ひょうご」の発行など、県広報のユニバーサル化に取り組んだ。
- 本会議インターネット中継・録画配信における手話画像の挿入や、広報テレビ番組「県議会レポート」の字幕スーパー、手話画面の挿入、点字広報「議会だより」の発行など、県議会広報のユニバーサル化に取り組んだ。
- 外国人県民を取り巻く課題に対し、行政と外国人団体が協議する場として「兵庫県外国人県民共生会議」を開催するとともに、外国人県民インフォメーションセンターの運営や、NGO等と連携した夜間相談活動など、日本語を理解できない外国人県民等に対する生活相談や行政情報の提供等を行った。
- 外国人旅行者の受入促進を図るため、観光施設等における多言語案内看板等の整備や、多言語webサイト・動画の作成、多言語ポスター・パンフレットの作成を支援した。

【成果】

- 県内手話通訳者・要約筆記者派遣利用件数：132人(H26年度)→185人(H28年度)
- 県主催イベント情報配慮実施件数：59件(H24年度)→57件(H29年度)
- 県及び県議会広報テレビ番組全放送分について字幕スーパー・手話画面の挿入を実施
- 点字広報誌「広報ひょうご」発行数：10,800部(H29年度)
- 点字広報「議会だより」発行数：5,600部(H29年度)
- 外国人県民インフォメーションセンター相談件数：2,861件(H25年度)→2,570件(H29年度)



県公館大会議室での情報配慮の様子

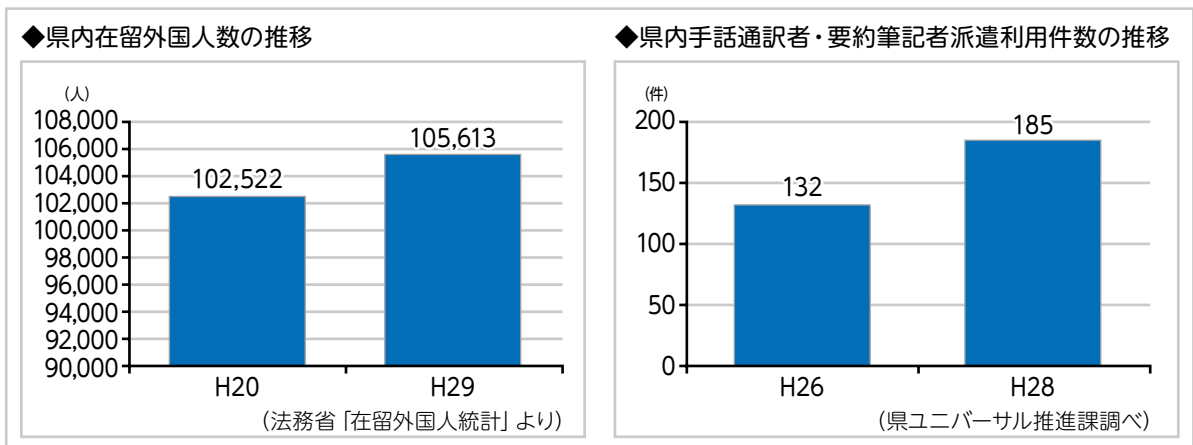
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 行政の情報発信については、情報取得への配慮がなされているケースが増加したが、民間においては、テレビ番組における字幕スーパー・手話動画の挿入等の取組が遅れている。
- 障害者等に対する情報提供は、状況等を的確に理解することができるよう、正確でわかりやすいことが重要であり、また相手とのコミュニケーションを取ることが困難な場合には、意思疎通面において特別の配慮が求められる。

(新たな課題)

- 県内の在留外国人数は、近年増加に転じており、生活相談の内容では、社会保障や医療、離婚や労災、DVなどの相談が増え、問題が深化していることから、多言語による法律相談等の需要増が予想される。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 行政に限らず、民間においても、文書や刊行物の発行にあたっては、引き続き、文字の大きさやレイアウト、色彩に配慮するほか、音声や点字、外国語併記などに努めるとともに、テレビ番組に手話・字幕スーパーの挿入等を進めていく必要がある。
- 市町とも連携し、図、写真、音声による情報提供や案内標記について、さらに充実させていく必要がある。
- 県が情報発信する際には、だれもが円滑に情報を取得・利用できるよう配慮する情報アクセシビリティの考え方にに基づき、率先して措置を講じる必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 県内に在住する多様な外国人県民の生活や社会活動を支援するため、さらなる相談体制の構築や、保健・医療・福祉等の社会保障制度も含めた行政情報の提供を推進する必要がある。

(2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保

【これまでの取組】

- 聴覚障害者に対する理解を深めるとともに、手話の基礎を学び、聴覚障害者と積極的に交流できるよう、県民や若者、親子向けの手話講座を実施したほか、ケアマネジャーや介護福祉士等の福祉職に対する研修を実施した。
- 県立点字図書館において、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の制作、貸出、閲覧等を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の指導育成、相談事業等を実施した。
- 聴覚障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進を図るため、平成17年に設置した県立聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者への情報提供や、手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣、聴覚障害者の理解促進事業等を実施した。
- ひょうご盲ろう者支援センターの設置・運営を支援するとともに、盲ろう者通訳・介助員の養成、派遣、生活訓練等を実施した。
- ホームページを通じ、外国語対応可能な医療機関に関する情報提供を行うとともに、外国語医療通訳者を養成するため、医療従事者や医療通訳者に対する研修会や養成講座を実施した。

【成果】

- 県民向け手話講座参加者数(累計)：654人(H27年度)→1,610人(H29年度)
- 手話通訳者の養成研修登録者数：238人(H19年度)→356人(H29年度)
- 要約筆記者の養成研修登録者数：33人(H22年度)→120人(H29年度)
- 聴覚障害者情報センターによる情報発信登録件数(累計)：897件(H21年度)→2,134件(H28年度)
- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修登録者数：170人(H26年度)→170人(H29年度)
- 外国語医療通訳件数：32件(H24年度)→903件(H29年度)

【課題】

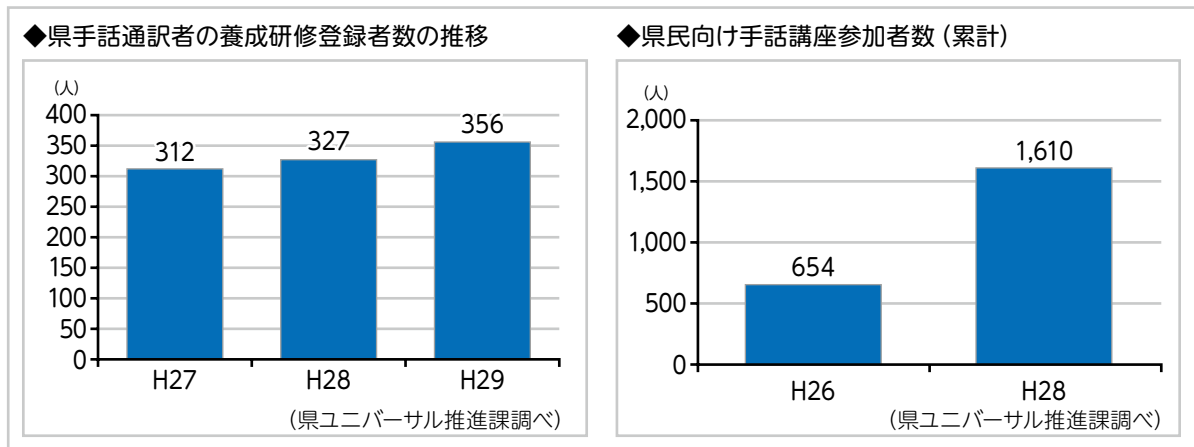
(引き続き取り組むべき課題)

- 障害者基本法には、手話は言語であることが明記されたが、手話に対する理解が十分に浸透しているとはいえないとの指摘もみられる。
- 手話ではなく日本語の口話によるコミュニケーションを主にする中途失聴・難聴者に対する理解が十分ではなく、要約筆記、筆談といった伝達手段の認知も進んでいないとの指摘もみられる。
- 外国語対応可能な医療機関に関する情報提供を一層推進するとともに、医療通訳制度のさらなる充実が求められる。

(新たな課題)

- 手話通訳者や要約筆記者については、近年需要が高まっており派遣要請が増える一方、対応可能な高いスキルを要する人材はまだ多いとはいえず、地域偏在もみられる。

- 点字図書や録音図書（オーディオブック）については、専門書等の点字化・録音化は限られており、今後、高齢化に伴うロービジョンの増加等により需要が高まる可能性がある。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 障害者や外国人とそれ以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話通訳、要約筆記、点訳、外国語通訳等を行う人材養成を一層進めるとともに、県民が手話等を学習する機会の提供や学習のために必要な施設、人材の確保、情報提供に努める必要がある。
- 学校教育においても、総合学習の時間等において、手話等を学ぶ機会を設ける必要がある。
- 県内にも様々な国籍の外国人が居住していることから、英語だけでなく様々な言語にも対応できる医療通訳者等を養成する必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 手話講座等のさらなる質的・量的拡充を図り、様々なコミュニケーション手段のさらなる普及促進に取り組むために、指導者となる高いスキルを持つ人材を養成する必要がある。
- 視覚障害者がより幅広く知識・情報を得ることができるよう、専門書を含めた録音図書（オーディオブック）や点字図書のさらなる充実を図る必要がある。

(3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備

【これまでの取組】

- 災害発生時に聴覚障害者が情報を速やかに取得できるよう、緊急災害情報、避難場所、手話通訳や要約筆記者の所在位置等の情報を送信する緊急時情報通信システムを構築した。
- 災害時などの緊急事態における、より多くの県民に対する即時の情報伝達と、市町単位の地域性の強い情報発信強化に向け、携帯電話を利用した「ひょうご防災ネット」による情報発信を実施した。また、防災ネットで発信する緊急情報を12言語に翻訳して伝達する「ひょうごEネット」を配信した。
- ひょうご防災減災推進条例や災害時要援護者支援指針を踏まえ、平常時から市町及び地域における防災・福祉関係者間の連携を深め、より実効性の高い災害時要援護者支援に取り組んだ。
- 地上波デジタルテレビ放送のデータ放送を活用して、災害時等に避難勧告・指示の情報や避難所情報などを、迅速かつ的確に発信した。
- 災害時に市町が福祉避難所を迅速かつ円滑に開設・運営できるよう、市町独自の福祉避難所運営マニュアルの作成や社会福祉施設との協働による訓練実施等の参考となる「兵庫県・福祉避難所マニュアル」（平成30年3月）を作成し、市町や社会福祉施設等に広く周知した。

【成果】

- 福祉避難所数(累計)：330ヶ所(H23年度)→965ヶ所(H29年度)
- 避難行動要援護者名簿作成市町数：38市町(H25年度)→41市町(H29年度)
- ひょうごEネット登録件数(累計)：721件(H18年度)→2,183件(H29年度)
- 災害時要援護者サポートミーティング参加者数(累計)：約200人(H26年度)→約570人(H29年度)

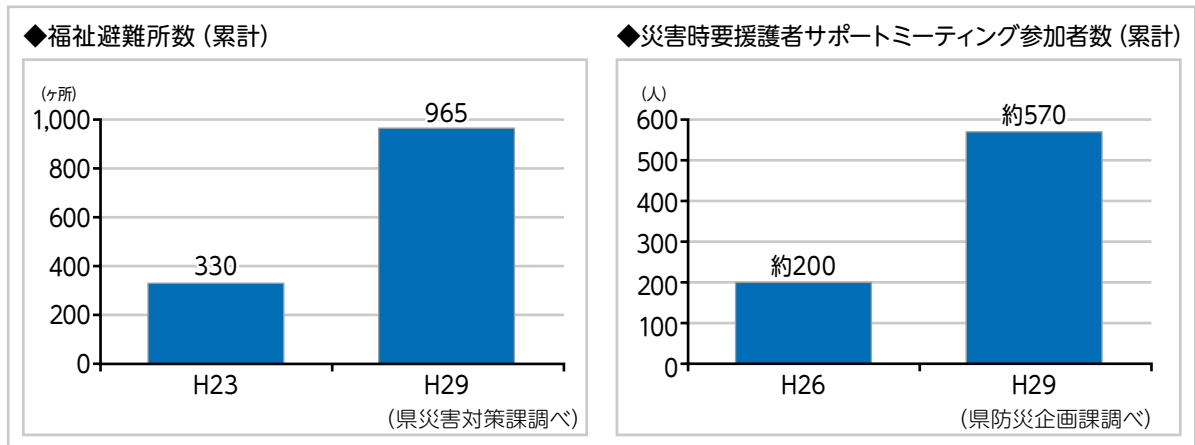
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 災害時要援護者への情報伝達体制について、さらなる充実が求められている。

(新たな課題)

- 近年発生した災害や地域コミュニティの現状等を踏まえ、実効性のある要援護者支援の取組が求められている。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 高齢者や障害者など、災害や大規模事故時において特に支援が必要な方に対し、安全を守り適切に支援できるよう、様々な状況を想定し、必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備を進める必要がある。
- 災害発生時に、高齢者や障害者が安全に避難できるよう、社会福祉法人やNPOにおいては、平時から災害対応の訓練を重ねるとともに、市町は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する際、施設管理者等にもその旨を伝えるなど、関係組織間で災害対応に必要な情報を共有、伝達できる仕組みを構築しておく必要がある。
- 要援護者への情報伝達を確実にを行うため、平素から近隣や地域コミュニティなどによる声かけや見守り活動を進めるとともに、いざという時の情報伝達の仕組みをつくる必要がある。
- 聴覚障害者のために、手話や字幕で情報等を伝える「目で聴くテレビ」の視聴に必要な聴覚障害者情報受信装置「アイ・ドラゴン」等のさらなる導入促進が必要である。
- 外国人県民に対する災害発生時の避難指示等の伝達方法について、より確実な方法を構築する必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 災害時において、聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを支援するため、遠隔手話システムのさらなる普及を図る必要がある。
- 災害時に要援護者が着実に避難行動等ができるよう、災害時要援護者本人や家族、支援者らも参画する避難支援訓練の実施を進める必要がある。
- 市町において作成した避難行動要支援者名簿の地域への事前提供を促す条例等の整備や、災害時に要援護者一人ひとりの特徴に応じた支援内容や避難場所等を定めた個別支援計画の作成など、避難支援体制の整備を促進する必要がある。
- 福祉避難所への避難が必要な障害者等が、速やかに避難ができるよう、市町の体制構築が必要である。また、医療的ケアが必要な避難行動要支援者に対しては、社会福祉施設や病院等の関係機関とも連携し、搬送方策等を明確にしておく必要がある。
- 災害発生時、手話ボランティアや要約筆記ボランティア、外国語通訳者等が速やかに災害時の応援チームに参画できるような体制づくりを進める必要がある。

(4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人々が享受することができる環境の整備

【これまでの取組】

- 兵庫情報ハイウェイを整備・運用するとともに、地域情報格差是正のため、回線の一部をインターネット接続事業者など民間事業者に開放している。
- 集客の多い県立施設にWi-Fi環境を整備し、タブレット端末での音声文字変換アプリの活用など様々な意思疎通支援手段を確保することで、障害者や外国人観光客のコミュニケーションにかかる支援体制の構築に取り組んだ。
- スマートフォンアプリを活用し、外国人旅行者に対して、本県観光関連情報をプッシュ配信でダイレクトに周知している。

【成果】

- コミュニケーション支援アプリ搭載のタブレット配付箇所数：県立施設等235箇所(H27年度)

【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 情報通信技術の進展は日進月歩であり、常に最新のICT技術を活用しつつ、支援を行うことが求められる。
- ICT技術になじめない、または機器が高額で購入、利用できない等により情報格差が生じており、全ての人々が利便性を享受できる取組が求められている。

(新たな課題)

- スマートフォンは、情報伝達・収集やコミュニケーションを図る手段として普及しており、災害時には命をつなぐ有効な機器であることから、高齢者や障害者等が容易にSNS等を活用できる環境の整備が求められる。

◆コミュニケーション支援アプリ搭載タブレットの配付

目 的	障害者・高齢者・外国人等へのコミュニケーション支援
整備内容	コミュニケーション支援アプリ搭載タブレット (館内案内時等、持ち運び可能)
配付箇所	県立施設等235箇所 例) 県庁1・2・3号館、県立美術館・図書館・病院、県福祉センター 等
設置箇所	受付窓口 等

【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 情報通信技術を活用し、だれもが意見や情報を発信したり交換できる環境を整備するとともに、高齢者や障害者等にみられる情報格差の解消を図るため、情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することのできる環境の整備が必要である。
- 高齢者や障害者など、だれもが県ホームページの情報・機能を活用できるよう、ウェブアクセシビリティ対応をさらに進める必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- スマートフォン等情報通信技術を活用した情報取得や意思疎通支援に向け、端末機器の配備や技術の活用能力向上のための施策に取り組む必要がある。
- 情報通信会社との協力によるアプリの開発を行うことにより、さらに外国人旅行者や障害者等に対して情報提供を行う必要がある。
- 高齢者、障害者等への情報通信技術の活用研修の実施や、指導者の養成に取り組む必要がある。



コミュニケーション支援アプリ
搭載タブレット

ひつだん かくだいきょう とうまい
筆談アプリや拡大鏡アプリなどを搭載
したタブレット端末を設置しています。



おうたい きぼう かた
タブレットでの応対を希望される方は
まがる もう で
お気軽にお申し出ください。

タブレット端末設置の
ご案内

4 「まち」

(1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備促進

【これまでの取組】

- 高齢者をはじめとする全ての県民が、住み慣れた住宅で、自立した生活を送ることができるよう、段差解消、手すり設置又はトイレ改造等、既存住宅の改造を支援してきた。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の入居を拒まない「ひょうごあんしん賃貸住宅」の登録や住宅情報の提供を行った。また、平成29年に住宅セーフティーネット法に基づき、「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅(セーフティーネット住宅)」の登録制度を整備するとともに、居住支援団体の活動支援に取り組んだ。
- ひょうご住まいサポートセンターにおいて、住まいに関する相談に対応するとともに、マンションアドバイザーや住宅のバリアフリー化等への技術的アドバイスを行う安全・安心リフォームアドバイザーの派遣を行った。
- 全ての人が利用しやすい住まいづくりを進めるため、ユニバーサルデザインを導入した県営住宅の建て替えを進めるとともに、住戸及び共用部分の手すりやエレベーターの設置を進めるなど県営住宅のバリアフリー化にも取り組んだ。
- 福祉のまちづくり研究所において、利用者の状況の変化に対応する住宅の研究開発に取り組んだ。

【成果】

- 人生いきいき住宅助成件数(累計)：49,716件(H29年度)
- 県営住宅のバリアフリー化率：46%(H17年度)→61%(H29年度)
- ひょうごあんしん賃貸住宅登録数(累計)：1,989件(H29年度)
- 「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅(セーフティーネット住宅)」兵庫県内登録数：28件(H29年度)

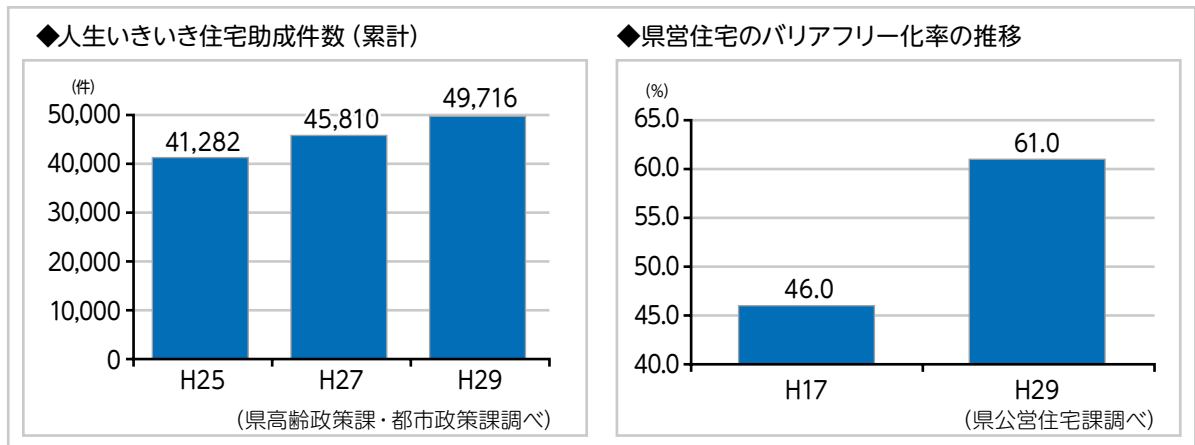
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 住宅のバリアフリー化については一定の成果が上がっているものの、今後さらに推進していく必要がある。

(新たな課題)

- 高齢者、障害者、子育て世帯など、「住宅確保要配慮者」の属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅への入居や適切な居住支援サービスの提供が進んでいない。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- ユニバーサルデザインを取り入れた住宅ストックを増やすため、県営住宅における率先した整備に加え、相談体制の充実も含め、個人住宅の建築や加齢や身体状況に即したリフォームを引き続き支援していく必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 今後の超高齢社会を見据え、人が人を介護するだけでなく、介護施設に加えて、一般住宅へも介護ロボットの導入を進めていく必要がある。
- セーフティーネット住宅の普及に向け、市町や民間団体と協働し、賃貸人への広報活動、登録住宅の改修や家賃低廉化等への支援、居住支援サービスを行う団体の活動支援などにより住宅の登録促進を図るとともに、住宅確保要配慮者へ適切に情報提供を行う必要がある。

(2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進

【これまでの取組】

- 歩行が困難な障害者等が、公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテル等での駐車スペースを適正に利用できるよう「兵庫ゆずりあい駐車場制度」を実施し、県内全ての市町に駐車場利用証の交付窓口を設置するなど、その普及に取り組んだ。
- 理解促進・機運醸成セミナーや普及啓発フォーラムの開催等を通じ、だれもが気軽に旅行を楽しめるユニバーサルツーリズムの理解促進や受入体制の構築に取り組んだ。
- 福祉のまちづくり条例に基づき多数の県民が利用する施設のバリアフリー整備基準を定めるとともに、福祉のまちづくり基本方針を策定し、総合的かつ体系的に福祉のまちづくり施策を展開してきた。
- 公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、鉄道駅舎へのエレベーター、ホームドア等の設置のほか、ノンステップバスの購入を支援してきた。
- 県立都市公園の新設や再整備に際しては、園路や広場、便所、駐車場等のバリアフリー化に取り組んだほか、インフォメーション強化等による既存公園の改善を進めた。
- 歩行者の安全を確保するため、自動車交通量の多い通学路での歩道整備を重点的に行ったほか、波打ち歩道や段差の解消など既設歩道のバリアフリー化に取り組んだ。また、自転車レーン等を整備することで、歩行者・自転車の安全対策を推進した。
- 道路案内標識が外国人観光客にもわかりやすいものとなるよう、日本語の発音をそのままアルファベットで併記した「ローマ字」標識を「英語」標識に改善した。

【成果】

- 兵庫ゆずりあい駐車場登録区画数(累計)：3,314区画(H24年度)→4,518区画(H29年度)
- 兵庫ゆずりあい駐車場利用証交付数(累計)：3,275人(H24年度)→21,093人(H29年度)
- 1日の平均乗降客数3千人以上の駅舎のバリアフリー化率：92.3%(H29年度)
- ノンステップバス導入率：61.0%(H29年度)
- 都市公園園路・広場のバリアフリー化率：68%(H27年度)→91%(H29年度)
- 都市公園駐車場のバリアフリー化率：64%(H27年度)→100%(H29年度)
- 都市公園トイレのバリアフリー化率：37%(H27年度)→100%(H29年度)



【課題】

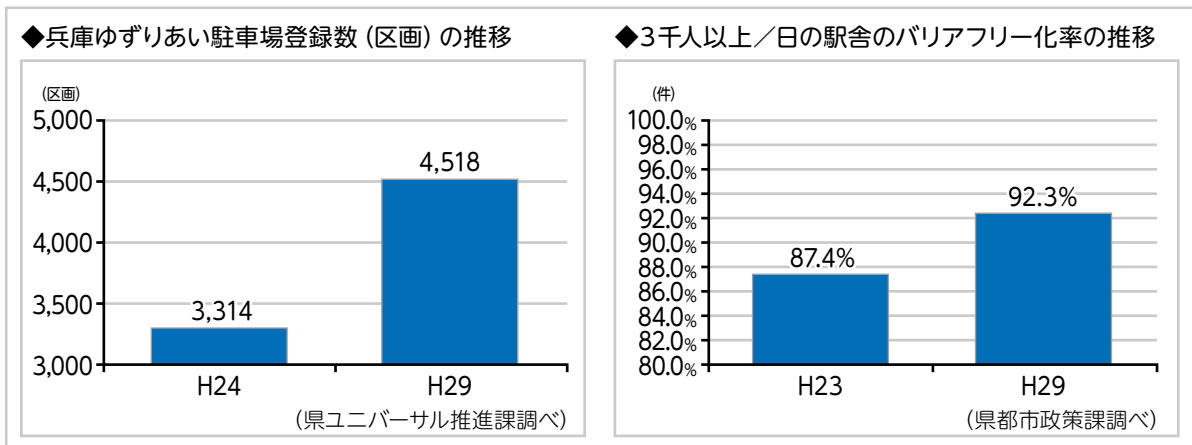
(引き続き取り組むべき課題)

- 既設歩道や都市公園のバリアフリー化は改善してきているが、さらなる取組の推進が求められる。
- 1日当たりの平均乗降客数が3千人以上駅のバリアフリー化を着実に進めていく必要がある。

- 地域毎のノンステップバス導入率に差がある。
- スマートフォン等を操作しながら歩行する「歩きスマホ」や自転車を運転する「ながら走行」により、歩行者との衝突や事故が発生しており、障害者や高齢者の間で、外出時における不安が高まっている。

(新たな課題)

- 1日当たりの平均乗降客数が3千人未満駅のバリアフリー化やバリアフリールート複数化が求められている。
- 今後の高齢化の急速な進展を踏まえ、各地域で様々な移動手段の確保を図らなければならない。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 1日当たりの平均乗降客数が3千人以上駅のバリアフリー化を早期実現するため鉄道事業者へ働きかけていく。
- 視覚障害者の駅ホームからの転落防止等の安全性向上を図るため、引き続きホームドアの設置促進を図っていく。
- 地域ごとのノンステップバス導入率のばらつきを解消するとともに、引き続き導入促進を図っていく。
- 既設歩道のセミフラット化や都市公園等のバリアフリー化に、引き続き取り組む必要がある。
- だれもが公共施設を快適に利用できるよう、多機能トイレ、休憩設備、視覚障害者に配慮した音声案内や点字案内板の設置について、施設管理者に対して普及啓発を進めていく。
- 施設・設備対策を有効に機能させるため、ヘルプマークの普及や、みんなの声かけ運動のさらなる展開、高齢者、障害者等を事故に巻き込む歩きスマホや自転車のながら走行への警鐘などソフト対策との連携強化を進める必要がある。



鉄道駅舎エレベーター設置

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 1日当たりの平均乗降客数が3千人未満駅のバリアフリー化やバリアフリールート複数化の支援を検討していく。
- 地域の実情に応じ、高齢者等の移動手段を確保するため、コミュニティバスやドア・ツー・ドアのサービスを組み合わせた移動ネットワークの整備を進めていく必要がある。

(3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備

【これまでの取組】

- 市町と地域住民が協働してまちづくりに取り組んでいく地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」に指定し、ハード・ソフト両面からのまちづくりを支援してきた。
- 福祉のまちづくりアドバイザーが施設整備・管理運営に関して点検・助言を行う「チェック&アドバイス制度」を推進するとともに、その点検・助言内容等を適切に反映している施設等を「ひょうご県民ユニバーサル施設」に認定してきた。
- 多数の人が利用する施設の所有者等に、インターネット等で当該施設のバリアフリー情報の公表を義務づけた。

【成果】

- ユニバーサル社会づくり推進地区指定数(累計)：32市町32地区(H29年度)
- チェック&アドバイス実施件数(累計)：86件(H29年度)
- ひょうご県民ユニバーサル施設認定件数(累計)：17件(H29年度)
- 公共施設(県、市町)のバリアフリー情報公表率：93.9%(H29年度)

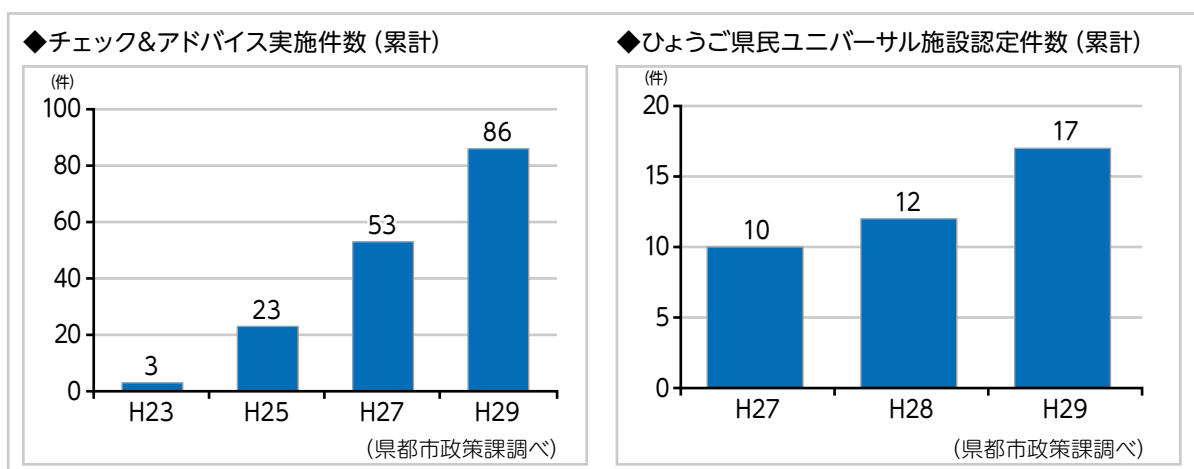
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- ユニバーサル社会づくり推進地区未指定の市町がある。
- チェック&アドバイス制度の活用により、利用者の視点に立ったさらなる施設整備を進めていく必要がある。
- 全ての公共施設においてバリアフリー情報を公表していく必要がある。



チェック&アドバイス



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 地域住民や民間事業者と市町が協働して取り組むハード・ソフト両面からの総合的なまちづくりを引き続き推進していく。
- 地域住民や利用者等の意見を尊重するチェック&アドバイス制度を活用し、あらゆる人が利用しやすい公共施設等の整備・運営を推進していく。
- バリアフリー情報未公表の公共施設について、インターネット等での公表を徹底していく。



(4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進

【これまでの取組】

- 老人クラブ、民生委員、婦人会等の地域団体やNPOが、子育て支援や高齢者・障害者の見守り活動、地域防犯活動など住民主体の地域づくり活動や住民交流の場づくり等を通じて、近隣住民が互いの顔の見える関係をつくることにより、世代・性別を問わず日頃から助け合いのできる地域コミュニティの構築をめざす取組を支援した。
- 在宅医療を提供する病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局等の確保を進め、医療と介護の連携・一体化した在宅医療提供体制の整備を推進した。
- グループホームを利用する障害者に対する家賃助成を行い、地域移行を促進した。また、県営住宅を活用したグループホームの開設支援（マッチング）等に取り組んだ。
- 高齢化・人口減少が進む但馬地域における地域ケア推進の拠点となるよう、県立但馬長寿の郷において、市町単独では確保が困難な理学療法士・作業療法士等を市町や福祉事業所に派遣するとともに、市町の地域ケア担当者や福祉介護事業所職員の資質向上、地域ケア会議への参画、市町の政策提案支援などを実施した。
- 24時間対応のサービスを提供する定期巡回・随時対応サービスの普及促進のため、介護支援専門員への研修や利用者への普及啓発、また事業者参入促進のため、人件費助成や整備費助成等を実施した。
- 増加する福祉・介護ニーズに対応するため、福祉人材センターによる就労希望者の掘り起こしやマッチング支援、市町や関係団体が行う人材確保に対する支援等を通じ、介護人材の量的確保を推進した。

【成果】

- 但馬長寿の郷専門的人材派遣数：227回(H6年度)→555回(H29年度)
- 地域見守りネットワーク応援協定締結数：22団体(H25年度)→29団体(H29年度)
- 定期巡回・随時対応サービス提供事業所数：7箇所(H24年度)→46箇所(H29年度)

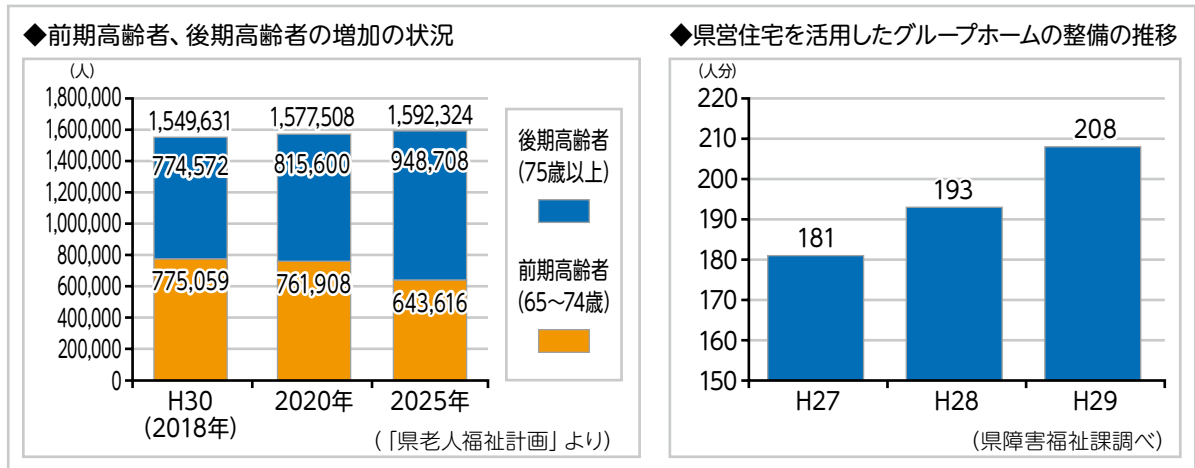
【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 介護予防や生活支援体制を整備するためには、市町と連携した人材の養成や在宅医療提供体制の構築が課題となっている。
- ユニバーサル社会づくりを率先して行う福祉等の専門的人材が福祉施設に定着しない。介護関連職種の離職率は、やや低下した後、ほぼ横ばい状況で推移しているが、全産業平均と比較すると、差は縮小してきたものの、依然として高い状況にあり、引き続き福祉職場への定着促進が求められる。

(新たな課題)

- 今後、都市部を中心に後期高齢者が増加するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれており、多様な主体による見守りや在宅ケア等を行える体制の構築が喫緊の課題である。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- だれもが地域において安全、安心に暮らしていくためには、自治会その他の地縁団体や民生委員等の地域社会における多様な主体による見守りや、在宅における医療又は介護の充実が不可欠であることから、住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進や人材の養成、ネットワークづくりに向けた取組が引き続き必要である。
- 福祉・介護人材のさらなる確保・定着を図るため、魅力ある職場づくりをめざし、雇用管理や人材育成等の改善に取り組む事業所の支援や、職員の能力を適正に評価し、資質向上や処遇改善につながる仕組みづくりを進める必要がある。

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 介護予防に役立つ体操などの参加を重視した住民主体の取組を進め、住民同士のつながりで、参加や活動の場が広がっていくような地域づくりを進めていく。
- 高齢化の進展に伴う、慢性疾患を有する高齢者や、医療と介護の双方のニーズを併せもつ高齢者の増加に対応するため、多職種が連携した、利用者から見て一体的なサービスの提供ができるネットワークづくりを推進する。

5 「もの」

(1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進

【これまでの取組】

- 福祉のまちづくり研究所において、利用しやすい日用品等の研究開発に取り組むとともに、利用者の相談対応にも取り組んだ。
- 但馬長寿の郷、西播磨総合リハビリテーションセンターにおいて、企業と連携した特別展示セミナーを開催するとともに、福祉のまちづくり研究所も含めた3施設連携によるテーマ別企画展示を実施した。
- 但馬長寿の郷や西播磨総合リハビリテーションセンターにおいて、福祉用具展示場の運営を通じ、高齢者や障害者へ配慮した住宅改修や福祉用具に関する情報提供や相談対応を実施した。

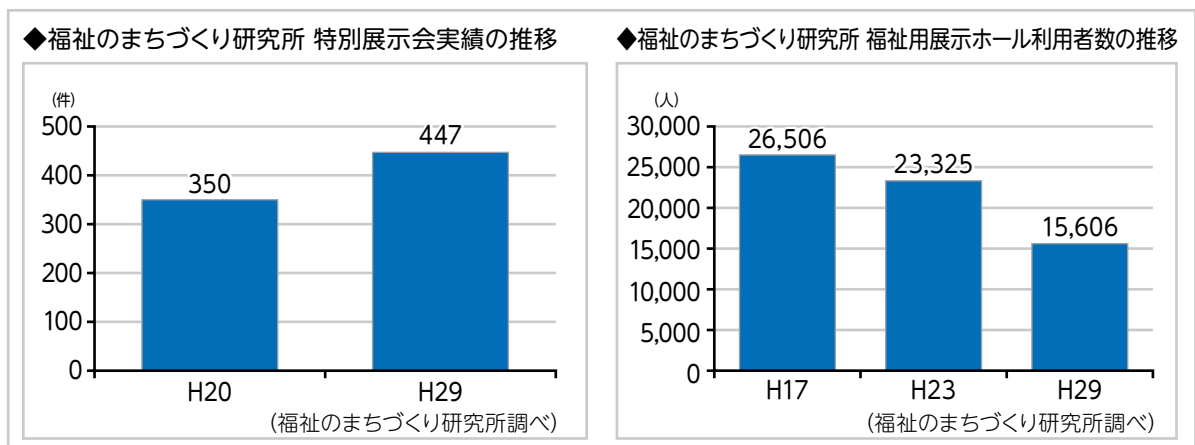
【成果】

- 福祉のまちづくり研究所 福祉用具等に係る専門相談受理件数：235件(H29年度)
- 福祉のまちづくり研究所 福祉用具展示・相談事業実績：15,606人(H29年度)

【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- ユニバーサルデザイン製品のさらなる開発が進み、一般に広く普及していくことが求められる。
- 福祉のまちづくり研究所福祉用具展示ホールの利用促進を図る必要がある。



【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- ユニバーサル社会の実現に向けて、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品、サービスが普及するよう引き続き取り組んでいく必要がある。
- 県民がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、福祉用具や介護機器のほか、使いやすい生活用品や電化製品など、加齢により身体的な能力が衰えても利用できるものが欠かせないことから、全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進が必要である。
- ユニバーサルデザイン製品の普及に向け、県民の関心や認知度が高まり、購入が促進されるような取組を引き続き進めていく必要がある。
- 中小企業等がユニバーサルデザインの知識や技能を身につけるための研修の機会を増やす必要がある。



福祉のまちづくり研究所



同研究所 福祉用具展示ホール

(2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進

【これまでの取組】

- 福祉のまちづくり研究所（ロボットリハビリテーションセンター）を活用し、現場ニーズに即した研究開発や商品化の推進を行ったほか、介護・医療ロボット等の開発・導入支援を行うなどテクニカルエイド発信拠点の本格運用に取り組んだ。また、企業の開発支援、機器展示、国際イベントの支援も行った。
- 福祉のまちづくり研究所において、工学的な観点から、ユニバーサル社会の実現をめざし、福祉用具、ロボットリハビリ、義肢装具等の研究開発、介護リハビリ研修等を実施した。
- 小児筋電義手の普及を図る小児筋電義手バンクについて、ふるさとひょうご寄附金の募集事業に位置付けるなどその運営を支援した。

【成果】

- 福祉のまちづくり研究所 義肢・装具の制作、修理件数：251件(H17年度)→478件(H29年度)
- 福祉のまちづくり研究所による製品化件数(累計)：1件(H21年度)→11件(H29年度)
- ロボットリハビリテーションセンター年間利用延べ人数：1,978人(H26年度)→2,982人(H29年度)
- 小児筋電義手バンク寄附金額(累計)：9,420万円(H26～29年度)
- 小児筋電義手貸与件数(累計)：49件(H26～29年度)

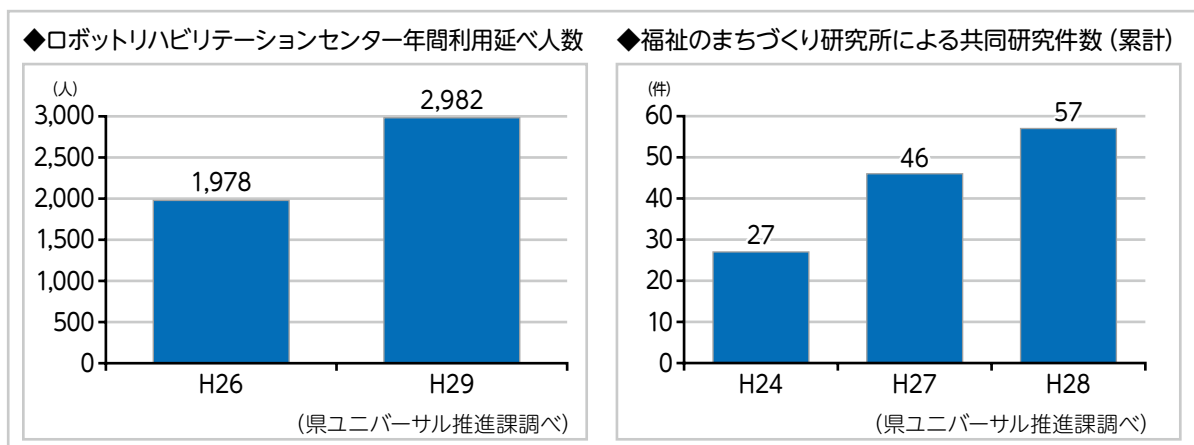


小児筋電義手

【課題】

(新たな課題)

- 医療、介護分野の人手不足は深刻であり、先端的な技術を活用した介護・医療ロボットの研究開発は今後の重要な課題である。
- 小児筋電義手は、使用に習熟していなければ保険適用の対象とならず、自費で購入する場合、非常に高額になる。また、子どもの成長に応じて取り替える必要がある。



【今後の方向性】

(新たな課題解決に向けた取組の方向性)

- 少子・高齢化が進む現在では、AI・ロボットなどの先端的な技術を活用した医療・介護の提供や、医療・介護従事者の負担軽減に繋がる研究開発の促進が必要である。
- 小児筋電義手の研究開発については、子どもの成長に応じて、必要なものに全て対応できるように、安価な製品等の開発を行う必要がある。



福祉のまちづくり研究所
次世代型住モデル空間



介護ロボットの評価

(3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進

【これまでの取組】

- 多様なニーズに応え、質の高い県民サービスを行うユニバーサル県庁の確立をめざし、ユニバーサル社会づくり率先行動計画を策定し、事務室入口のマーク等の掲示や、窓口・応接に筆談用具の配置など具体的、実践的なモデル事業を率先プロジェクトに設定し、取組を進めた。
- 県内中小企業の取組を促進するため、障害者・高齢者等を雇用するための施設・設備改善や、事業所内保育・福利厚生施設等の設置、旅館・ホテル等が取り組むバリアフリー化や外国語案内の設置による国際化等を経済面から支援してきた。

【成果】

- ユニバーサル社会づくり第5次兵庫県率先行動計画実績

項目(抜粋)	H28年度	H29年度
県庁におけるだれにもやさしい県庁づくりのための研修実施率	99%	100%
県庁事務室入口のマーク等の掲示率	100%	100%
県庁管理・監督職の点字名刺常備率	100%	100%
県庁窓口や応接における筆談用具配置率	100%	100%
通知文書や印刷物等への電話・FAX番号、メールアドレス等記載率	99%	100%

- ユニバーサル推進貸付融資枠：5億円（H29年度）

【課題】

(引き続き取り組むべき課題)

- 質の高い県民サービスを行うユニバーサル県庁の確立をめざし、引き続き県庁を挙げて率先行動に取り組むことが求められている。
- 民間においても、ユニバーサルデザインに対する理解を深め、すべての人の利用に配慮したサービス提供を行うことが求められている。

◆ユニバーサル推進貸付の概要

融資限度額	2億円	融資利率	年0.70%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	資金用途	設備資金

【今後の方向性】

(引き続き行う取組の方向性)

- 現行計画の取組を一層推進する第6次兵庫県率先行動計画を策定し、県職員一人ひとりが取り組む県民サービスのさらなる向上と、市町、企業、団体、NPO等の多様な主体への県の率先プロジェクトの普及に取り組んでいく。
- 支援機関の連携による総合的な支援や施策の整合を図ることで、ワンストップサービスがますます利用しやすいものになるよう取り組んでいく。
- 店舗、旅館、ホテルなどの接客や施設の整備においても、ユニバーサルデザインに配慮することが、顧客の満足度を最も高める方法であることを認識し、利用環境の改善等を通じて全ての人の利用に配慮したサービス提供等に努める必要がある。



窓口でのコミュニケーションボード等の設置

參考資料

兵庫県条例第27号

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策（第7条—第12条）

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等（第13条—第16条）

附則

兵庫県民は、阪神・淡路大震災からの復旧復興を通じて、全ての人が支え合いながら生きていくことの大切さを学び、この学びを「支え合う文化」として培ってきた。

現在、少子高齢化の進展及び人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面しており、地域社会の活力を維持するためには、次代を担う子どもを安心して産み育てられるよう子育てを社会全体で支え、高齢者、女性、障害者等が地域社会の担い手としてその能力を発揮することができる環境づくりが必要である。

また、医療、福祉、就労、教育等の社会の幅広い分野において、情報の取得、施設及び交通手段の利用、製品及びサービスの普及等についてユニバーサルデザイン化の措置が講じられることにより、障害者をはじめとする全ての人々が、社会参加を阻害されることなく、地域社会の一員として活動することができるようにならなければならない。

さらに、我が国とは異なった言語及び文化を守りながら生活する外国人県民並びに観光その他の目的で来訪する外国人が増加する中、異文化との共生又は交流も円滑に図っていく必要がある。

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人々が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会こそが豊かな社会である。兵庫県民が培ってきた「支え合う文化」を継承し、ユニバーサル社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（ユニバーサル社会の実現）

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

- (1) 人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会
- (2) 全ての人々がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会
- (3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
- (4) 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会
- (5) 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

（県民）

第3条 県民は、前2条に規定するユニバーサル社会の実現のための基本的な理念（以下「基本理念」という。）についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

（事業者及び団体）

第4条 事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

(県)

第5条 県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町)

第6条 市町は、基本理念及び第12条第1項に規定する総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策

(人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり)

第7条 県は、全ての人々が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関すること。
- (2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関すること。
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関すること。

(能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり)

第8条 県は、全ての人々が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関すること。
- (2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関すること。
- (3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関すること。
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進に関すること。

(円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり)

第9条 県は、全ての人々が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人々が情報を円滑に取得することができる措置に関すること。
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関すること。
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関すること。
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人々が享受することができる環境の整備に関すること。

(安全で安心して暮らせる社会づくり)

第10条 県は、全ての人々が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関すること。
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関すること。
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関すること。

(4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関する事。

(利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり)

第11条 県は、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関する事。
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関する事。
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関する事。

(ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針)

第12条 知事は、第7条から前条までに規定する施策を総合的に実施するための指針（以下「総合指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、総合指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、総合指針の変更について準用する。

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等

(推進体制の整備)

第13条 県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

- 2 県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができる。

(表彰)

第14条 知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

(行財政上の措置等)

第15条 県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められているひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は、第12条第1項の規定により定められたものとみなす。

(福祉のまちづくり条例の一部改正)

- 3 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の福祉のまちづくり基本方針は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であってまちづくりに関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

兵庫県条例第36号

障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例

兵庫県は、「誰もが、多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会の実現」を基本目標の一つとして、ユニバーサル社会づくりを推進している。

情報通信技術が発達し、普及した現代社会においては、多様な情報を容易に取得し、あるいは発信することが可能となっている。しかし一方で、視覚や聴覚等の障害等により、必要な情報を円滑に取得することや意思疎通を図ることに支障を来している人が存在し、生活において不利益が生じたり、事故や災害の場面で生命に危険が及んだりする場合もあり、そうした障害者等への支援が急務となっている。

障害者等が自ら情報を取捨選択し、自らの意思で行動できることは、障害者等の安全で安心な暮らしの実現とともに、自立や社会参画に向けて不可欠な要素であり、障害者等に対して、生活に必要な情報の取得や意思疎通のための多様な手段を確保することが、ユニバーサル社会づくりにおいて非常に重要な視点である。

障害者等への支援は、全ての人への支援につながる。ここに、障害者等の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取組を促進するため、その基本理念を定め、県、市町及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民誰もが、安心して暮らし、自己決定による能動的な社会参画ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与することを目的として、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者、高齢者その他の日常生活又は社会生活において円滑な情報の取得及び利用並びに意思疎通（以下「意思疎通等」という。）に相当の制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通等の手段 音声言語及び文字、点字、手話その他の形態の非音声言語、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声訳、絵図、重度障害者用意思伝達装置その他の意思疎通等を図る際に活用される手段をいう。

(基本理念)

第2条 障害者等に対しては、生活における多様な意思疎通等の手段が確保され、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならない。

- 2 生活における多様な意思疎通等の手段の確保（以下「意思疎通等の手段の確保」という。）は、障害者等だけでなく、全ての人の問題であることを認識し、相互の個性と人格の違いを理解し、互いに尊重することを基本として行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本理念及び第7条第1項に規定する計画を基本とし、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者（社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、公共の交通機関の施設その他の公益的施設を設置して行う事業その他の事業を営む者をいう。以下同じ。）は、基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において、障害者等の意思疎通等の手段の確保に努めるものとする。

- 2 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(県民の協力)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、県及び市町が実施する障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に協力するものとする。

(計画の策定)

第7条 知事は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する取組方針及び目標

(2) 前号に掲げるもののほか、次条から第13条までに定める施策に関する事項その他の障害者等の意思疎通等の手段の確保に関して必要な事項

3 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(平成30年兵庫県条例第27号)第12条第1項に規定する総合指針(次項において「総合指針」という。)その他の条例の規定による方針であって、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 計画は、総合指針と一体のものとして作成することができる。

5 知事は、計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、障害者等の意見を聴くものとする。

6 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(県の情報発信における配慮)

第8条 県は、情報の発信をする場合においては、障害者等が円滑に当該情報を取得できるようにしなければならない。

2 議会及び知事その他の執行機関は、前項の規定に基づき、次に掲げる措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

(1) 文書、出版物その他の文字による情報にあつては、文字の大きさ、色彩等についての配慮、点字表記、朗読、平易な表現その他の障害者等が円滑に当該情報を取得するための措置

(2) テレビジョン放送、講演会その他の映像及び音声による情報にあつては、手話通訳、字幕その他の障害者等が円滑に当該情報を取得するための措置

(災害その他非常の事態における情報伝達)

第9条 県は、災害その他非常の事態の場合においては、障害者等に対して必要な情報を的確に伝達するため、市町その他関係機関と連携し、障害者等の家族及び支援者の協力を得つつ、障害者等に配慮した多様な手段による情報の発信を行うものとする。

(情報通信技術の活用)

第10条 県は、通信端末機器の配備その他の環境整備、障害者等の情報活用能力を向上するための支援その他の情報通信技術を活用した障害者等の意思疎通等を支援するための施策を講ずるものとする。

(人材養成)

第11条 県は、障害者等の意思疎通等を支援するため、手話通訳、点訳等を行う人材の養成を行うものとする。

(啓発及び学習の機会の提供)

第12条 県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する啓発を行うものとする。

2 県は、障害者等並びにその家族及び支援者その他の県民に対して、手話、点字等を学習する機会の提供及びその学習のために必要な環境の整備を行うものとする。

(団体への支援)

第13条 県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等を支援する団体に対し、情報の提供その他の必要な支援を講ずるものとする。

(行財政上の措置)

第14条 県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、計画に基づく障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策の実施状況をとりまとめて公表するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

兵庫県社会福祉審議会 ユニバーサル社会専門分科会 委員名簿

(平成30年10月)

所属・職名	氏名	備考
関西大学社会学部教授	松原 一郎	分科会長
関西福祉大学社会福祉学部教授	谷口 泰司	
兵庫県議会健康福祉常任委員長	伊藤 傑	平成30年7月まで
兵庫県議会健康福祉常任委員長	安福 英則	平成30年7月以降
NPO法人コミュニティ・サポート神戸理事長	中村 順子	
公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会理事長	岡田 和隆	
一般社団法人神戸外国倶楽部元会長	フリッツ・レオンハート	
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会会長	吉本 知之	
社会福祉法人プロップ・ステーション理事長	竹中 ナミ	
社会福祉法人きらくえん名誉理事長	市川 禮子	

(敬称略、順不同)

○ 分科会の開催状況

平成30年5月24日 第1回ユニバーサル社会専門分科会

平成30年7月20日 第2回ユニバーサル社会専門分科会

平成30年9月6日 第3回ユニバーサル社会専門分科会

募集!!

みんなの声かけ運動 推進員（ボランティア）

兵庫県では、困っている人に率先して声をかけ、手助けする仲間を増やす「みんなの声かけ運動」を展開しています。

この運動を広げるため、地域で運動を実践・普及する声かけ運動推進員（ボランティア）を募集しています。

募集期間 随時募集しています。

募集対象 上記の趣旨に賛同し、ボランティア活動をしていただける方。

応募方法 下記事務局にお問い合わせください。ホームページからもご応募できます。

推進員の役割（県民ボランティア活動）

- 声かけの率先
- 自ら率先して声をかけ手助けを行う。
- 声かけ運動の輪を広げる
- 声かけ運動を実践する仲間を増やすために、周囲の方々に参加を呼びかける。
- 地域の声を行政に伝える
- 地域の声を聴き、障害のある方等が必要としている支援について行政に伝える。

お問い合わせ先

みんなの声かけ運動推進会議事務局（兵庫県身体障害者福祉協会内）

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター内

TEL 078-242-4620

FAX 078-242-4260

ホームページアドレス

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/universal/koekake.html>

兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-341-7711（代表）

FAX: 078-362-9040

E-mail: universal@pref.hyogo.lg.jp

URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/universal/index.html>